

第三十一次回国会 大蔵委員会 議 録 第八号

昭和三十四年二月十日(火曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事小山 長規君

理事坊 秀男君 理事山下 春江君

理事石野 久男君 理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君

荒木萬壽夫君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 鴨田 宗一君

小西 寅松君 進藤 一馬君

西村 英一君 濱田 幸雄君

藤枝 泉介君 細田 義安君

山村庄之助君 山本 勝市君

田万 廣文君 廣瀬 勝邦君

松尾トシ子君 山下 榮二君

山花 秀雄君 横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵 大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局長) 大蔵事務官 原 純夫君

(主計局長) 大蔵事務官 正示啓次郎君

(理財局長) 大蔵事務官 賀屋 正雄君

(管財局長) 大蔵事務官 石田 正君

(銀行局長) 大蔵事務官 酒井 俊彦君

(為替局長) 委員外の出席者

委員 門 員 拔井 光三君

二月七日

砂糖消費税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二七号)

第一類第五号

大蔵委員会議録第八号

昭和三十四年二月十日

関稅定率法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二八号)

同月九日

関稅定率法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一三八号)

入場税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二三九号)

関稅法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一四二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二一七号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二七号)

関稅定率法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二八号)

関稅定率法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一三八号)

入場税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二三九号)

関稅法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一四二号)

税制に関する件

金融に関する件

外国為替に関する件

国有財産に関する件

○早川委員長 これより會議を開きま

す。

去る三日付託になりました物品税法

の一部を改正する法律案、去る七日付

託になりました砂糖消費税法の一部を

改正する法律案、関稅定率法の一部を

改正する法律案、及び昨九日付託にな

りました関稅定率法の一部を改正する

法律の一部を改正する法律案、入場税

法の一部を改正する法律案、関稅法の

一部を改正する法律案、以上の六法律

案を一括して議題といたします。
政府より提案理由の説明を求めま
す。大蔵政務次官山中貞則君。
物品税法の一部を改正する法律
案
物品税法の一部を改正する法
律
物品税法(昭和十五年法律第四十
号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項を次のように改める。
左に掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ
定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ
課ス
第一類
甲類
一 貴石及半貴石並ニ此等ヲ
用ヒタル製品
二 眞珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍
シ又ハ張りタル製品ニシテ
第一種乙類各号及第二種各
号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)
及金又ハ白金ヲ用ヒタル製
品但シ第二種第三号ニ掲ゲ
ルモノヲ除ク
四 龍甲製品、珊瑚製品、琥
珀製品及象牙製品
五 七宝製品
六 毛皮製品
七 銃
乙類
八 室内裝飾用品及釣燈籠
九 茶道用具、香道用具及華
道用具
十 化粧廻及裝飾用又ハ調度
用織維製品
十一 高級織物(和装生地又
ハ帯地ニ在リテハ一反又ハ
一本ニ付価額二万五千円以
上ノモノ洋装生地中幅百三
十厘以上ノモノニ在リテハ
一米ニ付五千五百円以上其
ノ他ノモノニ在リテハ命令
ヲ以テ定ムル価格以上ノモ
ノヲ謂フ)
十二 身辺用細貨類
十三 囲碁用具、将棋用具及
チェス用具
十四 書画及骨董
第二類
甲類
一 高級普通乗用自動車(輪
距三百五厘又ハ氣筒容積四
千立方厘ヲ超ユルモノヲ謂
フ)
二 ゴルフ用具、同部分品及
附屬品
三 貴金屬製ノ時計及同部分
品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタ
ル時計及同部分品
乙類
四 娛樂用ノモーターボ
ー
ト、スケール及ヨット
五 撞球用具
六 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒ
タル製品

七 電氣冷蔵庫及瓦斯冷蔵庫
八 電氣、瓦斯又ハ液体燃料
ヲ使用スルラジエーター
(室内用ノモノニ限ル)又ハ
ルームクーラー
丙類
九 普通乗用自動車但シ第三
十七号及第四十八号ニ掲グ
ルモノヲ除ク
十 写真機、写真引伸機、映
写機、同部分品及附屬品並
ニ現像機付用器具
十一 双眼鏡及隻眼鏡
十二 蓄音器及同部分品
十三 楽器、同部分品及附屬
品
十四 テレビジョン受像機及
同部分品但シ第五十一号及
第五十二号ニ掲グルモノヲ
除ク
十五 扇風機
十六 写真用ノ乾板、フィル
ム及感光紙
十七 藥莖及彈丸
丁類
十八 電氣、瓦斯又ハ液体燃
料ヲ使用スルストーブ
十九 電氣器具、瓦斯器具及
液体燃料器具ニシテ別号ニ
掲ゲザルモノ
二十 氷冷蔵庫
二十一 家具
二十二 鉄瓶並ニ漆器、陶磁
器及硝子製品ニシテ別号
ニ掲ゲザルモノ

- 二十三 照明器具
- 二十四 ネオン管
- 二十五 煙火類
- 二十六 薫物及線香類
- 二十七 蓄音器用ノレコード
- 二十八 文具類
- 二十九 アルバム並ニ觀賞用ノ写真及印刷物類
- 三十 飾物、玩具及遊戯具類
- 但シ第四十四号ニ掲グルモノ及トランプ類稅ヲ課セラ
- ルモノヲ除ク
- 三十一 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 三十二 鞆、トランプ及袋物類
- 三十三 帽子、枕及鞭
- 三十四 喫煙用ライター、電氣マツチ、煙草入、パイプ
- 其ノ他ノ喫煙用具
- 三十五 化粧用具
- 三十六 化粧品但シ第五十三号ニ掲グルモノヲ除ク
- 三十七 小型普通乗用四輪自動車(電氣ヲ動力源トスルモノニ在リテハ輪距二百五十四種以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百五十四種以下ニシテ氣筒容積千五百立方種以下又ハ四輪駆動式ノモノヲ謂フ)
- 戊類
- 三十八 ラジオ聴取機(受信用真空管ヲ使用セザルモノヲ含ム以下同ジ)但シ第五十一号ニ掲グルモノヲ除ク
- 三十九 テープ式磁氣録音再生機
- 四十 幻燈機及同ケース

- 四十一 電球類
- 四十二 時計及同部分品
- 四十三 魔法瓶及同ケース
- 四十四 釣用具、スキー用具、スケート用具、登山用具、モーターボート、スカーフ及ヨット
- 四十五 嗜好飲料但シ第三種第三号ニ掲グルモノ及酒稅ヲ課セザルモノヲ除ク
- 四十六 烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及此等ノ代用物
- 四十七 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料
- 己類
- 四十八 乗用三輪自動車及自動車
- 四十九 金庫
- 五十 數物類
- 五十一 オールウェーブラジオ聴取機以外ノラジオ聴取機ニシテ受信用真空管五個以下又ハトランジスタ八個以下ノモノ及ラジオ聴取機ノ部分品
- 五十二 受信用真空管、マイク、クロフオン、拡声用増幅器及拡声器
- 五十三 化粧クリーム、化粧水、化粧品、頭髮用ノ油及煉油、整髮料、養毛料並ニ染毛料
- 五十四 果実エッセンス類
- 五十五 紙及セロファン
- 第三種
- 一 燐寸
- 二 サッカリン、ズルチン、チクロヘキシルスルファミン酸

- ソーダ、オルソトリオールスルフォアミド、パラフェネチン及チクロヘキシルアミン(以下人工甘味料ト謂フ)
- 三 清涼飲料(玉ラムネ等以外ノ容器ニ充填シタルモノニ限ル)
- 第一条第二項の次に次の一項を加える。
- 第一種ノ物品中甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類ニ該当スルモノハ之ヲ甲類トス
- 第二条第一項を次のように改める。
- 物品稅ノ稅率左ノ如シ
- 第一種 物品ノ價格ノ百分ノ二十
- 乙類 物品ノ價格ノ百分ノ十
- 第二種 物品ノ價格ノ百分ノ五十
- 甲類 物品ノ價格ノ百分ノ四十
- 乙類 物品ノ價格ノ百分ノ三十
- 丙類 物品ノ價格ノ百分ノ二十
- 丁類 物品ノ價格ノ百分ノ十
- 戊類 物品ノ價格ノ百分ノ五
- 己類 物品ノ價格ノ百分ノ五
- 第三種
- 一 燐寸 千本ニ付 一円
- 二 人工甘味料
- イ サッカリン、ズルチン、オルソトリオールスルフォアミド及パラフェネチン
- ロ チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ及チクロヘキシルアミン
- 一 瓶ニ付 百円
- 二 瓶ニ付 三十円
- 三 清涼飲料
- 一 瓶ニ付 一万千円

第二条第二項中「百分ノ十」を「百分ノ五」に改め、同条第三項中「四立方呎」を「百十四立方」に改め、同条第四項中「第四十八号」を「第三十六号及第三十七号」に改め、同条第五項中「紙」を「果実エッセンス類並ニ紙」に改める。

第三条第三項中「燐寸ノ本數及サッカリン又ハヅルチン原料トスル調味用固型人工甘味料ノ原料トシテ使用セラレタルサッカリン又ハヅルチンノ量ノ計算」を「及燐寸ノ本數ノ計算」に改める。

第四条中「サッカリン又ハヅルチン原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該調味用固型人工甘味料ニ使用セラレタルサッカリン又ハヅルチンノ量、第三種第三号ニ掲グル罐詰以外ノ清涼飲料ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量」を削る。

第五条を次のように改める。

第五條 第一種ノ物品ノ小売業者が其ノ第一種ノ物品ニ付販売若ハ買受ノ委託ヲ受ケテ之ヲ販売シ若ハ其ノ買受ノ委託者ニ引渡シ場合又ハ其ノ第一種ノ物品ニ付販売ノ媒介ヲ為ス場合ハ之ヲ其ノ所有ニ係ル当該物品ノ販売ト看做ス

第一種ノ物品ノ材料(第一種ノ物品ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ販売シタル第一種ノ物品ノ小売業者が其ノ販売先ヨリノ委託ニ基キ之ニ彫刻其ノ他ノ加工ヲ施シテ之ヲ当該販売先ニ引渡シ場合ニ於テ当該加工後ノ物品ガ第一種ノ物品ニ該

当スルトキハ之ヲ当該第一種ノ物品ノ販売ト看做ス此ノ場合ニ於テ其ノ委託者ガ当該加工ニ必要トサル材料(当該小売業者ガ販売シタルモノヲ除ク)ヲ提供シタルトキハ当該材料ノ價格ヲ除キタル金額ヲ当該第一種ノ物品ノ販売價格ト看做ス

高級織物ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ使用シタル洋服、和服其ノ他ノ衣料品(第一種ノ物品ニ該当スルモノヲ除ク)ガ販売セラレル場合ハ当該衣料品ノ販売業者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該衣料品ニ使用セラレタル当該高級織物ヲ販売スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該衣料品ノ販売價格ヨリ当該衣料品ト為スニ要シタル費用ヲ控除シタル金額ヲ当該高級織物ノ販売價格ト看做ス

展覽會其ノ他之ニ類スル催物ヲ行フ場所ニ於テ其ノ催物ノ主催者ガ第一種ノ物品ヲ販売スル場合ハ当該主催者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第一種ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ売買セラレル場合(強制競売又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク)ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第六條第四項中「第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ委託スルモノハ之ヲ受託者」を「第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ委託シ又ハ自己ノミノ商

標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セシムルモノハ之ヲ受託者又ハ其ノ指示ヲ受ケタル者」に改め、「委託者」の下に「又ハ其ノ指示ヲ為シタル者」を加え、同条第五項中「第一項乃至第三項中」を「第一項及第二項中」に、「化粧品及清涼飲料」を「化粧品」に、「第一項乃至第三項」を「第一項又ハ第二項」に改め、同条第三項を削る。

第七条第一項第二号中「第三十四号又ハ第四十九号」を「第四十五号又ハ第四十六号」に改め、同項第三号中「公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手續ニ於テ」を「滞納処分（其ノ例ニ依ル処分ヲ含ム）」強制執行、担保権ノ実行トシテノ競売、企業担保権ノ実行手續又ハ破産手續ニ依リに改め、同条第二項中「第三十四号又ハ第四十九号」を「第四十五号又ハ第四十六号」に改める。

第八条第一項中「（サッカリン又ハソルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハサッカリン又ハソルチンノ使用量、第三種第三号ニ掲グル標識以外ノ清涼飲料ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ炭酸瓦斯使用量）」を削る。

第十三条第一項各号列記以外ノ部分中「物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ」を「物品ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ」に改める。

第十三条ノ三 第十一條第一項、第十二條第一項又ハ第十三條第一項ノ承認ヲ為ス場合ニ於テ取締上支

障ナキモノト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ製造場ヨリ移出セラルル第二種又ハ第三種ノ物品ニ付包括シテ此等ノ承認ヲ与フルコトヲ得第十五条中「第六條」を「第六條第三項」に、「製造ノ委託又ハ商標ノ表示者」を「製造ノ委託又ハ商標ノ表示ノ指示ヲ為サントスル者」に改める。第十八條第三項中「同條」を「第十三條」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、改正後の物品税法（以下「新法」といふ。）第六條第三項の規定中改正に係る部分及び新法のその他の規定中次に掲げる物品に係る部分は、同年五月一日から適用する。

一 第一種第三号に掲げる物品のうち、改正前の物品税法（以下「旧法」といふ。）第一條第一項第二種第二十五号に掲げる物品に該当するもの

二 第一種第六号に掲げる物品のうち、旧法第一條第一項第二種第五十二号に掲げる物品に該当するもの

三 第一種第七号から第十三号までに掲げる物品

四 第二種第三十八号及び第五十一号に掲げる物品のうち、受信用真空管を使用しないラジオ聴取機

五 第二種第三十九号に掲げる物品

六 第三種第二号に掲げる物品のうち、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトリートル、スルフォアミド、パラフェネチ

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税及び前項第一号から第三号までに掲げる物品（新法第一條第一項第一種第十一号に掲げる物品を除く。）で昭和三十四年四月中に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの（製造場から移出されるものとみなされるものを含む。）に対する物品税については、なお従前の例による。

3 昭和三十四年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法第一條第一項第二種第十六号に掲げる写真用フィルムのうち、幅三十五ミリメートルの映画用の天然色写真フィルム（三原色染色剤を含有する乳剤を塗布して製造する天然色写真生フィルム、三原色のうちそれぞれ異なる一色を感光した三本の撮影済フィルムを使用してその陽面を製造する工程において感光乳剤を塗布する方式により製造する天然色写真フィルム及び当該方式に専用される写真生フィルム（三原色感光剤のうち一色の感光剤が塗布されているものに限る。））に限り、撮影用のものを除く。）に課されるべき物品税の税率は、新法第二條第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の五とする。

5 当分の間、製造場から移出される新法第一條第一項第二種第四十五号に掲げる嗜好飲料のうち、りんしゆりみかん、夏みかん（ひりが夏みかん、伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはつさくを含む）、りんご又はぶどうの搾汁を原料とし、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水及び果実みつで、その搾汁の容量の全容量に対する割合が政令で定める割合以上のものに課されるべき物品税の税率は、新法第二條第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の五とする。

6 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けて昭和三十四年四月一日前に第一種の物品の小売業者が販売した旧法第一條第一項の第一種の物品又は当該免除を受けて同年四月一日（附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品（新法第一條第一項第一種第十一号に掲げる物品を除く。）については、同年五月一日。以下この項において同じ。）前に製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧法第一條第一項の第二種若しくは第三種の物品については、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の徴取については、なお従前の例による。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十一條第一項	同法第十一條第三項
物品税法第十二條第一項	同法第十二條第二項
物品税法第十三條第一項	同法第十三條第二項若しくは第四項又は第十三條ノ三第三項若しくは第十八條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴取等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五條第一項	同法第五條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴取等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）第九條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の施行に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の臨時特例に関する法律第九條の二第二項又は第十三條（この臨時特例の規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の施行に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七号

同法第八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二号第一項

7 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けて昭和三十四年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで

の間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第三項に規定する物品について、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

8 前項の規定は、同項に規定する物品税の免除を受けて昭和三十四年五月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第四項に規定する物品について準用する。この場合において、前項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十」と読み替へるものとする。

9 昭和三十四年五月一日前から引き続き附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品の小売業を営み、又は同項第四号から第六号までに掲げる物品を製造する者は、同日以後一月以内に、その販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項をその所在地の所轄

税務署長に書面で申告しなければならない。

10 昭和三十四年五月一日前から引き続き附則新法第六号第三項の規定により同項の指示をすることにより第二種又は第三種の物品の製造とみなされる行為をする者は、同日以後一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

11 前二項の規定による申告をした者は、昭和三十四年五月一日に新法第十五条の規定による申告をした者とみなす。

12 附則第九項及び新法第十八条第一項第一号の規定は、附則第九項に規定する者で昭和三十四年五月一日以後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適用しない。

13 附則第十項及び新法第十八条第一項第一号の規定は、附則第九項に規定する者で昭和三十四年五月一日以後一月以内に同項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

14 サッカリン又はズルチン（以下「サッカリン等」という。）を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者が昭和三十四年四月一日にその製造場において旧法第十二条第一項の規定の適用を受けたサッカリン等を所持する場合に、その製造場をサッカリン等の製造場とみなし、その者をサッカリン等の製造者とみなす。

15 サッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者が昭和三十四年四月一日にその製造場において当該調味用固型人工甘味料（他の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもので、当該移出又は引取につき物品税を徴収された、又は徴収されるべきものを除く。）を所持する場合に、当該調味用固型人工甘味料については、その者が製造者として同日にこれに使用されたサッカリン等の量に相当する量のサッカリン等をサッカリン等の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

16 昭和三十四年五月一日に製造場又は保税地域以外の場所であつた附則第一項第四号に掲げる物品を百個以上、同項第五号に掲げる物品を三十個以上又は同項第六号に掲げる物品を一トン以上所持するこれらの物品の製造者又は販売業者がある場合は、当該物品については、その者が製造者として同日にこれを当該物品の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

17 前二項の場合において、その物品税額が五万円以下のときは、昭和三十四年六月三十日限り、五万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額五万円をこえるとき
昭和三十四年六月及び七月
税額十万円をこえるとき
同年六月から八月まで
税額二十万円をこえるとき
同年六月から九月まで
税額四十万円をこえるとき
同年六月から十月まで

18 附則第十五項に規定する者は、その所持するサッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料で同項の規定に該当するものを貯蔵する製造場及びその製造場ごとの重量を記載した申告書を、昭和三十四年四月二十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

19 附則第十六項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を記載した申告書を、昭和三十四年五月二十日までに、その貯蔵

場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20 附則第十六項に規定する者に該当すべき者がその所持する同項に規定する物品で新法第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する用に供すべきものにつき、昭和三十四年四月三十日までに、政令で定めるところにより、当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該物品については、附則第十六項の規定は、適用しない。この場合には、当該物品の所在する場所をその製造場とみなし、当該者を当該物品の製造者とみなす。

21 昭和三十四年五月一日に製造場以外の場所において販売業者が所持する附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品（新法第一号第一項第一号に掲げる物品を除く。）については、新法第四条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

22 附則第九項、附則第十六項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が新法第一条第一項の規定に基づく命令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

23 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

24 物品税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十四インチ」を「三十六センチメートル」に改める。

附則第三項中「当分の間」を「昭和二十九年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における物品税課税物品の生産、取引及び消費の実情にかえりみ、零細企業の生産に係る物品について課税方法の変更、税率の引下げ等を行うとともに、現行課税物品との負担の均衡上高級織物等について新たに課税を行うこととし、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 砂糖

甲類 分みつ（操作を加えて糖みつを分離することをいう。以下同じ。）をしない砂糖（真空結晶かんによる結晶工程を経たものを除く。以下「結晶工程を経ない含みつ糖」という。）のうち、さとうきび、さとうもろこし

又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した砂糖（粉状若しくは粒状のもの、第一種乙類、第二種若しくは第三種の砂糖、第二種の糖みつ若しくは第二種の糖水を原料の一部として製造したもの又は政令で定める方法による濾過工程を経たものを除き、当該砂糖をその製造場から移出する前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限る。）で、糖度（温度二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。以下同じ。）九十度以下のもの乙類 結晶工程を経ない含みつ糖のうち、第一種甲類の砂糖以外の砂糖で、糖度八十六度以下のもの

し又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した砂糖（粉状若しくは粒状のもの、第一種乙類、第二種若しくは第三種の砂糖、第二種の糖みつ若しくは第二種の糖水を原料の一部として製造したもの又は政令で定める方法による濾過工程を経たものを除き、当該砂糖をその製造場から移出する前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限る。）で、糖度（温度二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。以下同じ。）九十度以下のもの乙類 結晶工程を経ない含みつ糖のうち、第一種甲類の砂糖以外の砂糖で、糖度八十六度以下のもの

じた糖みつを除く。）
第二種 第一種の糖みつ以外の糖みつ

第二条第三項中「第一種の」を削り、「できないものは、」を「できないものについては、糖度二十五度以上であつて還元糖の含有量が全重量の百分の三十五に満たないものを」に改める。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第十八条第一項第三号に掲げる物品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域に該当する当該物品の製造場の所在地の所轄税関長の承認を受けて、当該物品の製造場において関税法第二条第三号（定義）に規定する外国貨物である砂糖類を当該物品の原料として消費する場合に、この限りでない。

第五条第三項中「前項」を「前項本文」に改め、同条に次の一項を加える。

4 砂糖類の製造場に現存する砂糖類が滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該砂糖類をその製造場から移出したものとみなす。

第八条第二項第一号中「糖みつ（氷糖みつを除く。）」を「第一種の糖みつ」に改め、同項第二号中「製造者（当該糖水の原料である砂糖類について第十五条第五項の規定により砂糖類の製造者とみなされる者を含む。）」が製造するものを「製造場（当該糖水の原料である砂糖類について第十五条

第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所を含む。）」において製造されるものに改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「百斤」を「キログラム」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 砂糖

甲類 五円

乙類 七円

第二種 二十一円

第三種 二十七円五十銭

甲類 三十三円五十銭
乙類 五円
第二種 五円
第三種 五円

第九条第一項第二号中「千五百五十円を五円に、四百二十円を十一円五十銭に」を改め、同項第三号中「四百円を三円に、二千五百五十円を十六円に」を改め、同条第二項中「氷糖みつを糖みつに」を改める。

第十条第一項中「第一種」の下に「又は第三種」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条第四項の規定に該当する場合には、直ちに、既に製造場から移出した砂糖類（同条第一項又は第四項の規定に該当することにより移出したものとみなされた砂糖類を含む、既にこの項の規定により申告した砂糖類を除く。）につき申告書を提出しなればならない。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「第五条の」を「第五条第一項、第二項本文又は第三項の」に、「第五条第二項を、第五条第二項本文又は第三項」に改める。

他の第三種の砂糖については、百斤につき七百五十円を、第三種甲類の砂糖については、キログラムにつき四円、第三種乙類の砂糖については、キログラムにつき十二円五十銭に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第十七条及び第十八条第三項の規定は、第一項の承認を与える場合について、同条第三項の規定は、第二項の承認を与える場合について準用する。この場合において、第十七条中「当該承認に係る砂糖類」とあるのは、「当該承認を受けて製造した砂糖類」と読み替えるものとする。

第二十一条第六項中「前項の書類」を「前項の確認を受けた後、同項の書類に、当該砂糖類の製造場を「当該もどし入れ、又は移入に係る製造場」に改める。

第二十二条第二項中「百斤につき二千八百円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税」を「キログラムにつき二十一円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税額」に改め、同条第四項中「蔵置すべきこと」の下に「並びに大蔵省令で定めるところによりこれらの物品の製造、貯蔵又は販売に關する事項を帳簿に記載すべきこと」を加える。

第二十三条を次のように改める。

（砂糖類の引取とみなす場合）
第二十三条 輸出した第十八条第一項第三号に掲げる物品で次の各号に掲げるもののうち本邦にもどされ、又は保税地域から引き取り、又は保税地域において消費す

る場合には、当該物品を引き取る者又はこれを消費する者がその引取又は消費の時に当該各号に掲げる砂糖類を保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。

一 その製造者が第十八条第一項の規定によりその物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除された物品 当該消費した砂糖類と同一の種別及び重量の砂糖類（当該消費した砂糖類の種別又は重量が判明しない場合には、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖）

二 その輸出者が前条第二項の規定による還付を受けた物品 当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖

2 第五条第二項ただし書の規定の適用を受けた砂糖類を原料として製造した物品を、輸出以外の目的で、保税地域から引き取り、又は保税地域において消費する場合には、当該物品を引き取る者又はこれを消費する者がその引取又は消費の時に当該物品の原料として消費した砂糖類と同一の種別及び重量の砂糖類（当該消費した砂糖類の種別又は重量が判明しない場合には、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖）を保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。

第二十九条を次のように改める。

（製造場内における砂糖類の販売業等の制限）

第二十九条 砂糖類の製造場（第五項の製造場を除く。）において、砂糖類の製造場（当該製造場とみなされる場所を除く。）において、砂糖類の販売業（当該製造場とみなされる場所を除く。）を営む者は、政令で定める手続により、当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税務署長。以下次項及び次条において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 前項の税務署長は、同項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る砂糖類の販売業又は砂糖類を原料とする物品の製造場が砂糖類の製造場と区画されていないこと等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

第三十条第一項中「（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税務署長。以下第二項において同じ。）を削る。

第三十三条を次のように改める。

（砂糖消費税証紙）

第三十三条 税務署長又は税関長は、砂糖消費税の保全のため、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取りとする者に対し、その製造場から移出し、又は保税地

域から引き取りとする砂糖類の包装に砂糖消費税証紙（以下「証紙」という。）をはり付けることを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、当該移出又は引取の時までに、証紙を破らなければ砂糖類を取り出すことができない方法によつて、当該移出又は引取に係る砂糖類の包装に、これをはり付けなければならない。

3 第一項の命令を受けた砂糖類の製造者は、政令で定めるところにより、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取りとする者に対して交付する。

5 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

第三十三条の次に次の三條を加える。

（検印）

第三十三条の二 前条第一項の命令を受けた者は、その製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする砂糖類の包装が証紙をはり付けるのに不適当な形状のものである場合その他特別の事情がある場合において、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、同条第二項の規定による証紙

のはり付けに代えて、砂糖類の包装に検印を受けることができる。

2 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

（証紙のはり付け等がない砂糖類の所持等の禁止）

第三十三条の三 砂糖類の製造者、砂糖類を保税地域から引き取る者又は砂糖類の販売業者（以下次条において「砂糖類の製造者等」という。）は、第三十三条第一項の命令に係る砂糖類で、その包装に同条第二項の規定による証紙のはり付け若しくは前条第一項の規定による検印がないもの又は第三十三条第二項の規定に反する方法によりその包装に証紙をはり付けられていないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

（証紙の譲渡制限等）

第三十三条の四 砂糖類の製造者等は、証紙（第三十三条第二項の規定によりはり付けであるものを除く。）を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取りとする者が、その譲渡につき、政令が定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 砂糖類の製造者等は、販売の目的で所持する砂糖類の包装にはり付けてある証紙を破り、又ははがしてはならない。ただし、当該包装から取り出して販売するため破る場合その他政令で定める場合には、この限りでない。

3 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者は、第三十三条の二第一項の規定により検印を受けた砂糖類の包装を、その検印を消さないで、さらに当該砂糖類以外の砂糖類の包装として使用してはならない。

第三十四条第一項第一号中「又は第十八条を、第十八条」に改め、「製造する者」の下に「又は第二十二條第一項の承認を受けて第十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる物品を製造する者」を加える。

第三十六條第一項に次の五号を加える。

六 第三十三條第二項の規定に違反した者

七 第三十三條第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

八 第三十三條の三の規定に違反して砂糖類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者

九 第三十三條の四第一項の規定に違反して証紙を譲り渡し、又は譲り受けた者

十 第三十三條の四第三項の規定に違反して砂糖類の包装を再使用した者

第三十七條第二号中「第十七條」の下に「（第二十條第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第二十九條」を「第二十九條第一項に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第三十三條の四第二項の規定に違反して証紙を破り、又ははがした者

附則第十二項を削り、附則第十三項中「第一種の砂糖で」を「砂糖のうち結晶工程を経ない含む砂糖に、たる、箱、かんその他の容器に収容して冷却し、そのまま製造場から移出されたものであると認められるもの」を「加工しないで冷却して製造したもの（粉状若しくは粒状のもの、第一種乙類、第二種若しくは第三種の砂糖、第二種の糖みつ若しくは第二種の糖水を原料の一部として製造したもの又は政令で定める方法による濾過工程を経たものを除く。）であると認められ、かつ、その糖度が九十度以下のもの」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十四項以下を一項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における砂糖消費税の徴収については、なお従前の例による。

一 改正前の砂糖消費税法（以下「旧法」という。）第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までにその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合

二 旧法第十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類がこの法律の施行後に砂糖消費税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

三 旧法第十五条第一項第三号又は第四号の規定による承認を受けてこの法律の施行前に旧法第十八条第一項各号に掲げる物品の製造場に移入された砂糖類がこの法律の施行後に当該物品の製造場から移出される場合（改正後の砂糖消費税法（以下「新法」という。）第五条第一項又は第四項の規定により移出したものとみなされる場合を含む、旧法第十八条第一項又は新法第十八条第一項の規定による承認を受けてこれらの物品の原料として消費される場合（次号の規定に該当する場合を除く。）を除く。）

四 前号の砂糖類で旧法第十八条第一項若しくは新法第十八条第一項の規定による承認を受けたもの又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第三号（定義）に規定する外国貨物である砂糖類で旧法第十八条第一項の規定による承認を受けたものを原料として製造された同項第三号に掲げる物品について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに輸出されたことの証明がない場合及び当該物品がこの法律の施行後に砂糖消費税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

五 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に同法第八条の規定により砂糖消費税の追徴が行われる場合及びこの法律の施行前に輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項又は第七条第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に同法第三条第三項又は第七条第三項の規定により砂糖消費税の追徴が行われる場合

六 前項の規定により砂糖消費税を徴収された、又は徴収されるべき砂糖類（当該砂糖類を原料の全部又は一部として製造した砂糖類を含む。）をこの法律の施行後に砂糖類の製造場にもどし入れ、又は移入した場合に、新法第二十一条の規定は、適用しない。この場合において、当該砂糖類を当該製造場から移出するときは、新法第五条第一項又は第四項の規定により移出したものとみなされることを含む。）は、新法第三条の規定にかかわらず、その砂糖消費税を徴収しない。

七 旧税率適用砂糖類を原料に供して製造した新法第十八条第一項第三号に掲げる物品をこの法律の施行後に輸出した者に対して新法第二

五 この法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた砂糖類（当該砂糖類を原料の全部又は一部として製造した砂糖類を含む。）で、当該移出若しくは引取に係る砂糖消費税を徴収された、若しくは徴収されるべきものを、この法律の施行前に砂糖類の製造場に移入し、この法律の施行の際所持する場合は、当該砂糖類をこの法律の施行後に砂糖類の製造場にもどし入れ、若しくは移入した場合に、新法第二十一条の規定は、適用しない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

六 新法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、新法第二十二條第一項の規定による承認を受けて、同項に規定する課税済の砂糖類で、その砂糖類の製造場からの移出又は保税地域からの引取がこの法律の施行前に行われたもの（以下「旧税率適用砂糖類」という。）を原料に供してこの法律の施行後に当該物品を製造した場合に、その者に対して同項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、その原料に供した砂糖類につき、旧法第二条に規定する砂糖類の区分に応じ、旧法第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額に相当する金額とする。

七 旧税率適用砂糖類を原料に供して製造した新法第十八条第一項第三号に掲げる物品をこの法律の施行後に輸出した者に対して新法第二

八 この法律の施行の際、砂糖類の製造者又は販売業者が、砂糖類の製造場その他の場所において次に掲げる砂糖類（当該砂糖類を原料の全部又は一部として製造した砂糖類（新法第二十条第一項又は第二項の規定の適用を受ける砂糖類を除く。）を含む、新法第十八条第二項第二号に規定する課税済の砂糖類（この法律の施行前に砂糖類の製造場にもどし入れられた砂糖類で、新法第二十一条第一項の規定の適用があるものを除く。）及び旧法第十五条第一項第三号又は第四号の規定による承認を受けてこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類を除く。）を所持する場合に、その者がこの法律の施行の日これを砂糖類の製造場から移出したものとなし、当該砂糖類の重量に応じ、当該砂糖類が、旧法第二条に規定する第二種の砂糖で糖度が九十八度をこえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものを除く。）であるときは一キログラムにつき二十四円、その他の砂糖類であるときは当該砂糖類につき同条に規定する砂糖類の区分に応じ旧法第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額と新法第二

二十二条第二項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、当該物品に含まれている砂糖の重量に応じ、六十キログラムにつき二千八百円の割合で計算した金額とする。

条に規定する砂糖類の区分に応じ新法第九條に規定する税率により算出した砂糖消費税額との差額に相当する金額の砂糖消費税を課する。

一 関稅定率法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百八十九号）による改正前の關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に規定する税率により關稅を課された、又は課されるべき砂糖類

二 この法律の施行前に国から譲渡された砂糖類

9 前項の場合においては、その徵收すべき砂糖消費税額を昭和三十四年五月から同年十月までの各月に等分して、その月の末日限り、これを徵收する。

10 この法律の施行の際、附則第八項の規定の適用を受ける砂糖類を所持する者は、政令で定めるところにより、その所持する砂糖類の貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに砂糖類の種類及び種別ごとの重量を記載した申告書を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

11 附則第八項の規定により砂糖類の製造場から移出したものとみなされた砂糖類は、その後直ちに当該製造場にもどし入れられたものとみなす。この場合は、新法第二十一條の規定は、適用しない。

12 この法律の施行前にした行為及

びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「酒稅証紙」の下に「砂糖消費稅法第三十三條の規定による砂糖消費稅証紙」を、「稅印の印影」の下に「砂糖消費稅法第三十三條の二の規定による檢印の印影」を加える。

理由

今次の稅制改正の一環として、国内産のてん菜糖及び黒糖並びに沖繩産糖の生産の保護に資するため、輸入砂糖類の關稅率の引上げの措置に關連して砂糖消費稅の税率を引き下げるとともに、尺貫法による計量單位が法定計量單位とみなされないこととなるのに伴う改正を行い、あわせて砂糖消費稅証紙制度を設ける等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三百十一号の税率の欄中「十四円」を「四十一円五十銭」に、

「二十四円」を「五十一円五十銭」に改め、同表第三百十二号の税率の欄中「三十六円」を「六十三円五十銭」に改め、同表第三百十三号の税率の欄中「三割五分」を「三割五分（その率が一キログラムにつき二十七円の率より低いときは、一キログラムにつき二十七円）」に、「六円」を「十八円」に、「十円」を「二十七円」に改め、同表第三百二十号の税率の欄中「三割五分」を

「三割五分（その率が一キログラムにつき二十七円の率より低いときは、一キログラムにつき二十七円）」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に「インド蛇木根」を加え、同表第一千四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「（塊及び片に限る。）」を加え、同号の税率の欄中「五分」を「二割」に改め、同表中

「一四二」鉛	
一 塊及び片	五分
二 板、線、ひも、帯及び管	一割五分
三 茶鉛	無稅
四 ぐす及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	無稅
「一四二」鉛	
一 塊及び片	一割
二 板及び管	二割
三 ぐす及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	五分

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 改正前の關稅定率法の別表第三百十一号から第三百十三号まで又は第三百二十号に掲げる物品（同号二に掲げる物品を除く。以下「砂糖類」という。）で關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第三号に規定する外国貨物に該当するものを原料として關稅法第五十六條に規定する保稅作業をしてできた製品で、この法律の施行前

は、關稅法第五條の規定にかかわらず、改正前の關稅定率法の別表による。

3 この法律の施行前に改正前の關稅定率法第十九條第一項の規定により關稅の免除を受けた砂糖類のうち、砂糖消費稅法の一部を改正する法律による改正後の砂糖消費稅法第九條に規定する税率により砂糖消費稅を課されることとなるものについて、この法律の施行後に改正後の關稅定率法第十九條第四項の規定により關稅を徵收する場合には、同項の規定にかかわらず、同法の別表による關稅を徵收する。

理由

今次の稅制改正の一環として、国内産のてん菜糖及び黒糖並びに沖繩産糖の生産に資するため、砂糖消費稅の税率の引下げの措置に關連して砂糖の關稅率を引き上げるとともに、マグネシウム、鉛等三品目の税率を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

附則第五項、第八項、第十二項、第十五項及び第十六項中「昭和三十四年三月三十一日」を「昭和三十五年三月三十一日」に改める。

別表甲号中

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

二 その他のうち四エチル鉛並びに放射性元素及びその化合物

六七二

コイルタール分り物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く。のうらジイソプロピル・ベンゼン・ハイドロパーオキシド(合成ゴム製造の際に使用するものに限り。)

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

二 その他のうち次に掲げるもの

(1) 四エチル鉛

(2) 放射性元素及びその化合物

(3) モリブデン・コバルト触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシレンを製造するため、これらに混じっている不飽和炭化水素に水素添加をする際使用するものに限り。銀触媒(エチレンを酸化して酸化エチレンを製造する際使用するものに限り。シリカ・アルミナ・クロム触媒又はモリブデン・アルミナ触媒(エチレンを重合してポリエチレンを製造する際使用するものに限り。クロム・アルミナ触媒(ブタン又はブチレンを脱水素してブタジエンを製造する際使用するものに限り。及び銅・亜鉛触媒(第二ブタノールを脱水素してメチルエチルケトンに製造する際使用するものに限り。)

(4) メンタン・ハイドロパーオキシド及び第三ブタノール・メルカプタン(ブタジエンとスチレン又はアクリルニトリルとを共重合させて合成ゴムを製造する際使用するものに限り。)

一六四七 航空機及びその部分品(原動力機を除く。)

一六二七 金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品

二 その他のうち数値式電子計算機(カード式の入力機又は入出力機を使用することができ、かつ、入出力機、制動機及び記憶機(入力機及び入出力機にあつては、カード式のものに限る。を含む。)

一六四七 航空機及びその部分品(原動力機を除く。)

理由

最近における経済状況等にかんがみ、昭和三十四年三月三十一日期限が到来する関税の減免制度について、その期限を昭和三十五年三月三十一日まで延長するとともに、電子計算機及び触媒等の一部を暫定的免税品目に追加し、一部の品目の整理及び軽減税率の調整を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

入場税法の一部を改正する法律

入場税法の一部を改正する法律

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「八十円以下」を「百円以下」に、「八十円をこえ、百三十円以下であるとき」を「百円をこえるとき」に改め、「入場料金が一人一回について百三十円をこ

え、百五十円以下であるとき」、「入場料金の百分の四十」、「入場料金が一人一回について百五十円をこえるとき」及び「入場料金の百分の五十」を削り、同条第二項中「八十円」を「百円」に改め、同条第三項中「演劇の下に」演芸、音楽又は見せ物」を加え、「八十円」を「百円」に改める。

第五条第一項中「第二種の場所を第一種の場所のうち、主催者が催物を行うため臨時に設けたものその他これに類するものとして政令で定

めるもの」に改め、「入場料金が」の下に「当該催物の期間を通じ、すべて」を加え、「二十円」を「三十円」に改め、同条第二項中「学校教育法」を「前項の規定に該当する場合のほか、学校教育法」に、「興行場等」に「を、第一種の場所へ」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 第二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について三十円以下であるときは、入場

税を課さない。

第六条第一項中「八十円、百三十円、百五十円」を「百円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、「(前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この項において同じ。)」を削り、「又は同項第二号に規定する税率」を「(当該入場者が第二種の場所への入場者である場合には、同項第二号に規定する税率)」に、「前条第二項に規定する場合に該当する

一六八六

機械(別号に掲げるものを除く。のうらせん孔カード式統計会計機械(せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計会計機械を構成する機械を含む。)

一六八六

機械(別号に掲げるものを除く。のうらせん孔カード式統計会計機械(せん孔機、電子管式分類機、製表機、照合機及び翻訳機に限る。)

改める。

別表乙号の第六百七十一号の税率の欄中「二割」を「五分」に改め、同表中

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

二 その他のうちビグメントレジンカラー用のエキステンダー(ビグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限り。及び合成なめし剤(芳香族スルホン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限り。)

一六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

二 その他のうち次に掲げるもの

(1) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー(ビグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限り。)

(2) 合成なめし剤(芳香族スルホン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限り。)

改め、「七一九」カーボンブラック「一割」を削り、同表第七百三十三号の税率の欄中「七分

五厘」を「一割」に改める。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

第一類第五号

大蔵委員会議録第八号

昭和三十四年二月十日

九

入場」を同条第一項に規定する第一種の場所への入場である入場料金が同項の期間を通じて一人一回について三十円以下であるもの及び同条第二項に規定する場合に該当する入場」に改める。

第十九条第一項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「二十円」を「三十円」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五条第一項の規定の適用を受ける場合

第十九条第二項中「経営者等」を「使用すべき興行場等を指定して、経営者等」に改め、同条第三項中「その時までに使用していない用紙」を「交付を受けた用紙又は当該用紙をもつて入場券としたものである時までに使用していないもの」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「譲り渡し、又は」を「同項の規定により指定された興行場等以外の興行場等で使用し、又はこれを譲り渡し、若しくは」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 経営者等は、前項の規定により切り取つた入場券の半片を、その切り取つた日から三月間保存しなければならぬ。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

8 経営者が興行場等の経営を廃止し、又は主催者が当該催物を終えた場合において、第二項の規定によつて交付を受けた用紙又は当該

用紙をもつて入場券としたものである使用していないものがあるときは、直ちに、これらを同項の税務署長に返さなければならぬ。

第二十条第一項中「前条第一項」を「興行場等」とし、前条第一項に改め、同条第三項中「及び第七項」を「第八項及び第九項」に、「特別入場券」について前項の場合を「特別入場券の用紙に」、「交付」とあるのは「検印」と読み替えるを「同条第三項中「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、同条第四項中「交付」とあるのは「検印」と、同条第八項中「第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、「税務署長に返さなければならぬ」は「税務署長の確認を受けて廃棄しなければならぬ」と改め、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「その発行に係る同条第一項の」と読み替えるに改め、同条第四項中「第五項及び第六項」を「及び第五項から第七項まで」に改める。

第二十一条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「二十円」を「三十円」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五条第一項の規定の適用を受ける場合

第二十六条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第十九条第七項」を「第十九条第九項」に改め、「違反して」の下に「用紙（特別入場券の用紙を含む）」を使用し、」を加え、同

号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条第八項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して用紙若しくは入場券を税務署長に返さず、又は特別入場券の用紙若しくは特別入場券を廃棄せず、若しくは税務署長の確認を受けずに廃棄した者

号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条第八項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して用紙若しくは入場券を税務署長に返さず、又は特別入場券の用紙若しくは特別入場券を廃棄せず、若しくは税務署長の確認を受けずに廃棄した者

附 則

1 この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に課した、又は課すべきであつた入場券については、なお従前の例による。

3 昭和三十四年五月一日以後に入場券のために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて同日前に前売するときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

4 この法律の施行の日から六月間

税法第四条第二項及び第三項に規定する入場（を除く。）について定める入場料金（各等級別に定められる一人一回の入場料金をいう。以下同じ。）が、昭和三十四年三月三十一日以前六月間において、通算して最も長い期間定められていた入場料金につき政令で定めるところにより端数計算をした額（以下「基準額」という。）をこえるときは、当該入場につき定められる入場料金について課される入場税の税額の算定については、なお従前の例による。ただし、借物の種類が異なることとなつたことその他これに類する政令で定める事由が生じたため、当該経営者において当該入場について定める入場料金が基準額をこえることにつき所轄税務署長の承認を受けた場合又は基準額が八十円以下若しくは百円をこえ百三十円以下（改正後の入場税法第四条第三項に規定する入場（演劇をもつて催す場所への入場を除く。）については、八十円以下）である場合には、この限りでない。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における各種興行の実情にかえり、入場税負担の合理化を図るため、映画、演芸等に対する入場税の

税率を引き下げるとともに、低額料金による入場者の税負担の軽減及び税務執行の簡素化に資するため、臨時施設等における臨時興行について免税点を設け、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

開税法の一部を改正する法律案
開税法の一部を改正する法律案
開税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項第一号中「且つ、外国貿易船」を「又は外国貿易船に改め、同項第二号中「こえ、且つ」を「こえ、かつ」に、「二十五隻に達しないを」を「十一隻をこえる」に、「二年に及んだ」を「二年なかつた」に改める。

別表第一中「兵庫」神戸」を「兵庫」姫路」に、「大分」津久見」を「大分」佐賀」に改める。

別表第二中「東京」羽田」を「東京」伊丹」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九十六条の改正規定は、昭和三十五年十二月三十一日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表神戸税関の項中「兵庫」の下に「大阪税関の管轄

に属する地域を除く。)を加え、同表大阪税関の項中「京都府」を「京都府 兵庫県のうち伊丹市」に改める。

理由

最近における外国貿易の事情にかえりみ、姫路港及び佐賀関港を開港に、伊丹空港を税関空港にそれぞれ追加するとともに、開港開港の基準の合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中政府委員 たいだいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案外五法律案につきまして、提案の理由及びその概要を説明いたします。

まず、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

物品税は、多種多様の物品を課税対象としている関係上、生産業界はもとより、国民経済にもきわめて密接な関係を持するものでありまして、政府は、その改正につき、一昨年以来各方面の意見を十分に参酌しながら、実体的にも計数的にも深く掘り下げて検討を続けて参ったのでありますが、ようやくその成果を得るに至りましたので、ここにこの法律案を提出した次第であります。

まず、改正案の基本的な考え方を申し上げますと、各物品の消費の性質及び負担能力に応じて負担の均衡をはかるとともに、手工業その他零細な中小企業の製品で税負担の転嫁が困難な事情があるものについて所要の減免措置を講ずることとし、その一方、現行の課税物品との権衡上非課税となつて

ことが明らかに不公平であると考えられる物品について、この際新たに課税しようとするものであります。

次に、改正案の概要であります。第一に税負担の減免を目的とする改正部分について申し上げます。

まず、課税段階の変更であります。が、サッカリン、ズルチンにつきましては、その製造がきわめて容易である等諸般の事情によつて、従来の製品課税の方式では課税上適正な執行に困難を感じる面が少くなつた点に顧みまして、今回その原料段階においても課税できることとし、同時に、税率を現行の一キログラムにつき三百円から百円に引き下げ、これに対する課税の適正化をはかることとしております。

また、室内装飾用品、メッキ製品など八品目につきましては、現行納税義務者の規模が零細で執行上の難点が大きき、課税最低限を相当引き上げて高級品に限って小売段階で課税する方がより適切な課税ができるものと考えられますので、そのように改正することとしております。

次に、消費の性質、消費支出弾力性等から考えて、他の課税物品との税負担の均衡上軽減を必要とする物品につきましては、税率の引き下げを行うことといたしました。このため、化粧品、釣用具など十四品目の税率を引き下げ、それぞれの実情に応じ、二〇％から最高六六％程度の範囲で税負担の軽減をはかることとしております。

さらに、製造者が零細であり、転嫁が困難である等の事情が顕著であるもの、また、以上検討したような物品の消費の性質から見て現在非課税となつている物品との均衡上、この際その課

税を廃止する方が適當であると認められるもの、すなわち口中剤、玉ラムネ、一部の課税物品の部分品などにつきましては、これを非課税物品とすることにしているものであります。

なお、これらの方法のほか、課税最低限の引き上げの問題があります。主として零細企業の製造にかかると物品につきましては、右に述べた通り、小売課税に移行する等によるほか、課税最低限の引き上げによつて対処すること一つの有力な方法として考えております。ただし、この措置は、政令事項でありますので、今後なお十分検討を加えて具体案を確定して参りたいと考えております。

第二に、現在物品税の課税対象とされてないことが著しく課税上の不均衡を生じていると認められている物品については、これを新たに課税対象に取り入れることとしております。すなわち、現行課税物品と同種の物品であるトランジスタラジオ、テーブルコーダー及びチクロ系甘味料に課税することといたしました。また、衣料品につきましては、一昨年来検討しております間接税体系の根本的再検討に際して、消費支出弾力性等客観的資料に基づく判断から、これを課税対象外としていたことが物品税の大きな欠陥であることと認められるのでありまして、この際特に高級織物を課税物品に追加して物品税体系の全きを期そうとしております。

また、これらの物品の税率は、他の課税物品との権衡を考慮し、トランジスタラジオは性能に応じて五％または一〇％、テーブルコーダーは一〇％(二年間は暫定的に五％)、チクロ系甘味料については一キログラム当

り三十円、高級織物については一〇％といたしております。なお、高級織物については、小売段階において課税し、よりとするものであります。

第三に、物品税課税の適正を期するため、第一種の物品の委託販売が行われる場合にはその受託者を、展覧会において主催者が第一種の物品を販売する場合にはその主催者を、それぞれ納税義務者とするともに、新規課税物品である高級織物が既製品として販売される場合には、その付属加工料を控除した価格を課税価格とするなど必要な措置を講ずるほか、輸出品物の免税手続をでき得る限り簡素化するよう、所要の規定の改正を行うこととしております。

なお、この法律案による改正規定は、本年四月一日から施行することといたしておりますが、小売課税に移行する部分及び新規課税の部分につきましては、関係業者の準備の都合も考慮し、五月一日から適用することといたしております。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国内産糖に対する保護育成をはかるため、別途に御審議をお願いすることとしております。関税定率法の一部改正と相俟つて、砂糖消費税の一部を関税に振りかえようとするものであります。

第一に、国内産糖に糖につきましては、従来から政府買い上げの措置によつてその育成をはかつて参りました。が、テンサイ及びテンサイ糖の生産を奨励するためには、それが生産者の自主的な採算によつて生産されるような体制に置くことが望ましいことはい

までもないのであります。この際、砂糖に対する関税率を引き上げる反面、これによる増収額に見合つて砂糖消費税を引き下げて、テンサイ糖の生産体制を自由化する方向への条件を整えることとしたのであります。すなわち、この措置によりまして、従来輸入糖に対しコストが割高であるため、その発展がはばまれていた沖繩産分みつ糖に対しても、十分な保護育成措置となる次第であります。

以上のような理由で、第二種の砂糖(分みつ糖)に対する一キログラム当り四十六円六十七銭の現行税率を二十一円に引き下げ、その他の砂糖類につきましても、これに準じてそれぞれその税率を引き下げるものとしております。

第二に、国内産及び沖繩産のたる入れ黒糖に対し一その助成措置を講じようとするものであります。すなわち、これらのたる入れ黒糖に対しましては、従来から特別軽減税率を適用してきたのであります。今回はさらに、容器の制限を撤廃するとともに、糖度を現行の八十六度から九十度に引き上げてその品質の向上をはかり、また、その税率も一キログラム当り現行の六円六十七銭を五円に引き下げるものとしております。

第三に、砂糖消費税につきましては、他の消費税と同様の証紙制度を設けて、課税の適正を期するほか、計量単位をメートル法による単位に切りかえる等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

なお、旧関税率による関税のみが納付され、砂糖消費税は未納である砂糖類が昭和三十四年四月一日現在に所持

されている場合には、砂糖消費税の旧税率と新税率との差額を徴収する等、経過的な措置をとることとしたておきます。

次に、入場税法の一部を改正する法律案につきまして、その概要を申し上げます。

この法律案は、一昨年以来続けて参りました間接税の根本的再検討の一環として、入場税負担の合理化をはかるため、映画、演芸等に対する入場税の税率の過度の累進性を緩和するとともに、低額料金による入場者の税負担の軽減及び税務執行の簡素化に資するため、臨時施設等における臨時興行について免税点を設け、あわせて所要の規定の整備をはかるため、入場税法の一部を改正しようとするものであります。

まず第一に、税率改正について申し上げますと、昭和二十九年の改正の際、低額入場料金について、その税負担を大幅に軽減することとしたため、現在第一種の催しもの(映画等)の基本税率は、五十円以下一割から百五十円をこえるもの五割に至る急激な累進税率となっており、他の消費税の税率等との権衡から見ますと、二割の税率を中心、例外的な一割の軽減税率及び三割の加重税率を加味することが適当と考えられます。従って、これを五十円以下一割、百円以下二割及び百円をこえるもの三割の税率に改めることとしたしました。同時に、演芸音楽及び見せものについては、従来から軽減税率を適用していた催しものとの区分について問題が多かったので、これらの税率を、演劇と同じく五十円以下一割、三百円以下二割及び三百円をこえるもの三割に軽減することとしたしました。

第二に、第一種の場所で行われる催しもの(映画、演芸等)のうち、仮設小屋とか小中学校の講堂等で行われる臨時の催しものについて新たに三十円の免税点を設けるとともに、第二種の場所(展覧会場等)への入場についても、現行の免税点の二十円を三十円に引き上げることとしたておきます。

第三に、入場税課税の適正を期するため、入場券に関する規定を改正する等、所要の規定の整備をはかることとしたしました。

なお、この法律案は本年五月一日から施行することとしたておきますが、経過的な取扱ひをいたしまして、五月一日以降に入場する入場券を四月一日以降に前売りする場合に、新税率を適用できるようにいたしてあります。

とともに、五月一日以降六カ月間に限り税込み料金が減税相当額だけ引き下げられない場合には、原則として旧税率を適用することとしたておきます。

以上申し上げました軽減措置による入場税の減収額は、昭和三十四年度において約十九億円、平年度において約二十三億円と見込まれます。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国内産テンサイ糖及び沖繩産糖の保護育成をはかるために、砂糖の関税率を引き上げるとともに、インド蛇木根、マグネシウム及び鉛の関税率について、それぞれ所要の改正を行おうとするものであります。

以下、改正の内容を簡単に御説明申し上げます。

まず、砂糖につきましては、昭和二十八年に施行されたてん菜生産振興臨時措置法によって政府買い入れ等の措置

置がとられ、国内産テンサイ糖の生産は着々増加しておりますが、なおその生産費は輸入糖に比べて相当割高となっております。また、沖繩産糖は、本邦へ輸入される際に関税を免除されておりましたが、生産費が高いため、その他の地域からの輸入糖の関税込み価格と比較してもなお相当割高となっております。従って、これら国内産糖及び沖繩産糖の生産の保護育成に資するため、原料糖の関税を一キログラムにつき現行の十四円から四十一円五十銭に引き上げ、あわせて関連品目の関税率について所要の調整を行うこととしております。

なお、別途、砂糖消費税法の一部改正により、ほぼ関税率引き上げに見合う砂糖消費税率の引き下げが行われることになっております。

次に、インド蛇木根についてであります。これは、高血圧の治療に不可欠な医薬品の原料となるものであり、しかも、現在その全部を輸入に仰いでおりますので、その関税率を現行の一割から無税として、国民保健の向上に資することとしております。

次に、マグネシウム及び鉛につきましては、最近における需要増加に伴ってこれらの国内生産が増加し、現在では国内需要の大部分を国内生産で充足できるようになってきておりますが、その価格は外国産品に対してなお若干割高となっております。従って、これら国内産を保護するため、マグネシウム地金及び鉛地金の関税率をそれぞれ現行の五分から一割に引き上げるとともに、関連品目の関税率について所要の調整を行うこととしております。

次に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきま

して申し上げます。

この法律案は、最近の経済状況等にかんがみ、昭和二十九年に制定された関税定率法の一部を改正する法律の附則を改正し、本年三月三十一日で期限が到来する関税の暫定的減免制度について、その期間をさらに一年間延長し、あわせて、電子計算機及び触媒等の一部を免税品目追加することともに、一部品目の整理及び軽減税率の調整をしようとするものであります。

以下、改正の内容を簡単に御説明申し上げます。

まず、従来暫定的に関税の減免を認めていた重要機械類、学童給食用乾燥脱脂ミルク、原子力研究用物品及び小麦、A重油、四エチル鉛、航空機等の課税免除物品並びに原油、B、C重油、揮発油、ピグメントレジンカラーベース等の軽減税率適用物品につきましては、諸般の事情を考慮して、なお一年間の減免の期限を延長することとしております。

次に、事務管理の向上並びに企業合理化に資するために、電子計算機及び石油化学工業用の触媒等を新たに課税免除品目に追加し、また皮革産業の発展に資するため、合成なめし剤について現行の軽減税率をさらに引き下げ、あわせて繊維製品の染色用として使用されるピグメントレジンカラーベースについて、国産保護の見地から、現行の軽減税率を若干引き上げることとする

とともに、国産保護の見地から、カーボンブラックを減税品目から削除することとしております。

最後に、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における外国貿易の実情に顧みまして、姫路港及び佐賀門港を開港に、伊丹空港を税関空港にそれぞれ追加するとともに、開港が開港でなくなる基準を合理化しようとするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、姫路港及び佐賀門港につきましては、ともに貿易実績も多く、港湾設備及びその将来性についても他の開港に比して遜色がないので、両港を開港に追加し、伊丹空港につきましまして、昨年三月に接収を解除され、外国貿易に使用されることとなったので、これを税関空港に追加し、これに伴う税関管轄区域の整備を行うこととしようとするものであります。

また、開港を閉鎖する場合の基準につきましましては、現在は、輸出入額の基準と入出港船舶隻数の基準との二基準のうち、いずれか一方を満足すれば開港として存続することとなっておりますが、これを、二基準のうち隻数の基準を半分にするため、二年連続してその二基準の双方を満たすことができなかったときは、開港でなくなることと改めようとしております。なお、これにつきましては、現在実績の少ない開港の事情をも考慮いたしまして、改正規定の適用を一カ年猶予し、来年末までの実績を見ることとしております。

以上が、六法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成を仰ぎますようお願い申し上げます。

○早川委員長 これにて提案理由の説明は終りました。本案に対する質疑は次会に譲ることとし、午後零時より

佐藤大蔵大臣に対し財政一般について質疑を行うことを許可することになっておりますので、大蔵大臣が出席するまで、暫時休みたいとします。

午前十一時十三分休憩

午後零時三十分開議

○早川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

税制に関する件、金融に関する件、外国為替に関する件及び国有財産に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。佐藤大蔵大臣。

○佐藤（観）委員 大蔵大臣に質問いたしますが、自民党は、昨年の選挙に公約して、八百億の減税を断行するといふことをいわれておりました。そこで、国民は、三十四年度からは八百億の減税が実現するものとして、大きな期待を持ったのであります。しかるに、これがいつの間にか七、八百億減税にすりかえられて、しかも今年度からではなく平年度七百億円というところにこまかされてきたのであります。すなわち、今年度は、国税において四百三十二億、地方税において百一億、合計五百三十三億になっておりますが、公約とはだいぶ距離がありますし、これでは国民を愚弄したといわれてもやむを得ないのであります。これに對する大蔵大臣の明快なる御答弁を願います。

○佐藤大蔵大臣 昨年の選挙に際しまして、自民党は七百億減税を公約いたしました。これはもう御指摘の通りでございます。ただ、ただいま八百億と言われました八という数字は申しておらないはずであります。これは明らか

に七百億減税を言っておるわけでございます。そこで、それは一部におきましては、七百億減税だというから、初年度から七百億というふうな感じを持つ向きもあるかと思いますが、しかし、専門家であられます大蔵委員の皆様方は、過去の幾つかの例からごらんになりまして、減税は初年度にはフルに減税のできないことはよく御承知であられると思います。従いまして、公約事項といましては、いわゆる平年度化された金額であるということ、これはもう大蔵委員の皆様方は私より以上に御承知のことだと思ひます。国民の皆様方に対しまして、こういう点はどうか大蔵委員の皆様方からよく実情を御説明願ひたいと思ひます。

で、問題は初年度の減税額でございますが、この点で私どもが幾分か期待に反したとでも申すべきものがあるといひます。すなわち、国、地方を通じての減税というものを公約し、地方減税分について相当多額のものを予定したと思ひます。しかし、減税案そのものは、お示しいたします。そのものは、国税減税が中心になっております。地方税の方が十分減税の処置がとれなかった、かように実は感ずるのでございます。これは取り扱ひました当局として率直に表明いたしますわけでございます。しかしながら、納税者の側から考へてみますと、国税だろが、地方税だろが、納税者の負担には変わりはないのでございまして、国、地方を通じての減税額七百億というものは、これで達した。そうして、過去の公約事項におきましては、大体の目標数字をいつも申し上げまして、その内輪に減税案がきまつたように思ひます。

が、今回は七百億という線は堅持し、それより以上の減税をいたしておるのでございます。この点では、国民から、公約に非常に忠実なる政府、政党として信頼を得るおほきに、私は自負いたしておる次第でございます。

○佐藤（観）委員 岸さんの弟さんでありますから、なかなか言葉が上手で、つがなないことは認めますが、いづれあつて平岡委員等からいろいろと質疑があると思ひますので、大まかなことだけ私から質問をいたしまして、大蔵大臣の所見を承わりたいと思ひます。

今いろいろお話がありました。具体的に数字を見ますと、三十三年の国民所得が八兆四千二百億、それで税負担は国税のみで一四・一％、それから国税、地方税を合せまして二〇・二％、それから三十四年度では国民所得が八兆九千二百八十億に對して、税の負担が一四・二％、地方税を合せますと二〇・三％になって、若干税負担は多くなつております。それのみならず、政府が減税々々といながら、今度は、きょうもありませんが、織物課税などの物品税の新設、それからガソリン税、これも百九十二億となつておりますが、ガソリン税の値上げなどの関係上、大衆との関係が非常に深い税金が予算の上にかかつてくるようになっております。これを見ましても、実質的には税負担は一向に軽くなつておらず、逆に重くなつております。この矛盾を大蔵大臣はどういうふうにお考えになりますか。言葉だけでございまして、実際に、私たちがかりにいへば、これは公約の違反じゃないかと思ひますが、どういふ所見を

持つておられるのか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤大蔵大臣 ただいま御審議をいたしております減税案については、これは七百億以上になつておること、この減税の実態からよくおわかりがたいだと思ひます。問題は、そういう減税をやしながら、他面において増税をしておるじやないか、負担者である国民から見たら同じことじやないか、こういう点だろがと思ひます。

なるほど、今回は、物品税等におきまして、あるいはガソリン税等におきまして、これを増徴する、こういう観点に立ちますと、減税の効果がよほど減殺される、こういうふうなことを一部から注意もされておるのでございまして、しかしながら、物品税の織物消費税について申し上げますと、今回の織物消費税の課税対象として取り上げますものは、いわゆる高級品でございます。多額国民がさうな高価なものを常用してゐることは考えられない。しかも、絹織物全般から見まして、わずかに三〇・三％程度の品物に對して課税するのでございまして、私はこれは大衆課税という筋のものではないと考へるのでございます。それより以上に、やはり物品税については大幅の調整をはかつていただいております。この、さういふ際にこそ、国民負担の均衡を得せしめるということ、これが税といひましたはどうかと思ひます。堅持すべき本筋ではないかと思ひます。

この意味におきまして、織物消費税については実施の面でいろいろ工夫を要する点があるかと思ひますが、いわゆる大衆課税といふものでない。この点はぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

また、ガソリン税の増徴にいたしましても、これは、申すまでもなく、道路整備といういわゆる目的税の増徴でございます。この使途も非常に明白になつておる。こういう意味では、いわゆる大衆課税といふものとはおおよそ区別するべきものだ、かように考えますので、今回の税制の整理は、一面において減税もし、また一面におきまして税負担の公平、こういうふうな観点に立つて増徴すべきものは増徴する、あるいは課税すべきものは課税する、こういうふうな税制の合理化をはかつておる、かように私どもは自負いたしておる次第でございます。

○佐藤（観）委員 いずれ審議の過程でいろいろお伺ひしようと思ひますが、ただ私たちが心配いたしておりますのは、わが党としては、物品税は全部戦時課税だからということで反対をしておる立場上、わずかに六億二千五百萬の織物課税でありますけれども、政府は、今言われるように、一メートル五千五百円、それから絹織物にしても二万五千円、それから比較的高級なものであるから、大衆には迷惑はかからぬだろがといふような予測のもとにお出しになつたという説明でありますけれども、しかし、これには根の深い面がありまして、将来織物消費税と同じような形で課税をするのじやないか。大蔵省は、そこに原政府委員もおられますが、財源の關係上三千三百億ぐらいの織物課税をねらつて、一応世論の動向を見て、その後にやろうといふ深い意図があるようにも考へられるので、こういうことは他日またお話を承わろうと思ひますが、とりあえず私たちがこれは氷山の一角であるといふように考へておるのであります。

ガソリン税は、昨日もガソリン税の關係の方とお目にかかったのですが、これは毎年税金がかかつて、この二、三年の間に約三倍くらいになった。こういうやり方は、政府は、一方においては減税を唱えながら、弱い者には課税をする、こういうそりを免れない点があると思うのであります。まあ時間がありませんし、あとで平岡君からいろいろその問題の続きがあると存じますが、一方においては税負担を軽くする。それから地方税の問題については、これはいろいろ自治庁と大蔵省との關係があつて、相当もめたことは聞いておりますが、相当大幅な減税をやるというのをいながら、実際に大山鳴動牛耳一匹というやうなことで、法人事業税などは、大蔵省の原案では平年度百六十億になつていたものが、わずか三十億というやうなまことにスズメの涙ほどしか減税になつていないわけでございます。しかも、地方債をうんとふやして、地方交付税は大蔵省原案よりも四十一億もふやしておる。これは、おそらく、今春の参議院の選挙あるいは地方選挙を控えて、昨年減税々々といったと同じやうに、選挙民をつるために、大衆の負担よりも、地方の知事とかあるいは地方の選挙を有利にするために、そういうやうにやられる意図もあるんじゃないかというやうなことが憂へられておりますが、こういう点についての大蔵大臣の所見を承わりたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 物品税、それからその他の税につきましてはいずれ御審議をいただくことになつてゐます。その際またさらに詳しく御説明をいたしたいと思ひますが、ただいま佐藤委員から御質問がありました点が、まことに一部誤解を受けておるやうに感じますので、この機会に明確にいたしておきたいと思ひます。

第一は、織物消費税の問題でございますが、これは氷山の一角じゃないかという話をされておる。しかし、審議の過程といふことも、原案作成の過程等におきまして、私も十分検討いたして参つたのでございますが、これが大衆課税にならないやうにということに特に留意し、洋服地等につきましても、国産品にはほとんどかからないうやうな金額を指定いたしておるのではありません。これは、氷山の一角でなくて、織物に関する全貌である。これは非常に明確になつておる全貌であると思ひます。私が織物消費税といふものは、さうやうなものを考えておるわけではございません。今日までこれにかかつていなかったということ、これはどういふ理由であつたにいたしましても、これを目的がしていたということ、他の物品税の建前から見ましても、まことに相済まないことであつたのではないか、かように私も考へておる次第であります。

第二はガソリンの問題ですが、なるほど、ガソリンにつきましては、過去におきまして二回ガソリン税の引き上げをいたしておると思ひます。これはいゝゆる弱者に対して強いという感じではもちろんございませぬ。過去のガソリン税の計画は、その都度当初の計画がゆがめられた結果、いつも道路整備計画と合わないで今日のような状態になつてきておる。この点は私も非常に遺憾に思つておる次第であります。

て、これはやはり道路の整備計画に合せ、その財源確保という観点に立ちまゐり、なるほど苦しいことには違ひございませぬが、あるいは石油業界に及ぼす影響、あるいは運輸業界に及ぼす影響、さらにまた国民一般の日常生活との関連等から考へまして、道路の整備の急務であること、これらのことを考へて参りますと、やはりこの際にはつきりした財源を確保しておくことがよろしいのではないか、過去のやうに問題を起さない、今回のガソリン税の改革に際しまして、根本塞源的な税制を樹立すべきじゃないか、かやうに実は思つておる。過去の計画が途中において變つてきておる、変更を余儀なくされておる、そういう点が何回も同じやうな増税を計画する結果になつておるのではないかと思ひます。

次に、法人税についてただいま佐藤委員からお話ございましたが、私も、法人税については、国の税においても、また地方税においても、法人負担を軽減させたいという長い間の念願を持つておるものでございます。ところが、法人と申すと、いかにも大法人が利益を受け、中小企業の経営しておられる法人などは利益を受けないかのような印象で、一部からはいつも批判を受け、法人税の軽減などはけしからぬという反対を受けて参つたことが実はあるのであります。私も、この法人税の軽減に際しまして、ひとり大企業だけを利益するやうな考へ方で法人税の軽減などは考へてはおりませぬ。いゝゆる個人事業税、また法人事業税の軽減が中小企業に及ぼす影響の非常に大きいことも考へておるのでございませぬ。問題は、法人税の軽減に對しまして一率であることが望ましいのか、あるいはそこに軽減率、いろいろその規模によりまして段階をとることか望ましいのか、そういう議論なら私も十分検討いたしたいと思ひます。法人税軽減だといふと、直ちにそれが大企業の法人の負担軽減だ、こういうやうな意味の批判を受けまして、過去においても非常にむずかしかつたのであります。幸いにいたしまして、佐藤委員から法人税もさらに減税さるべきではないかという御意見が出ておりますが、私も非常にありがたく思ひます。ただ、私が申し上げたいのは、今回の法人の負担の問題にいたしまして、国と地方を通じて政府として考へました場合に、いゝゆる所得税の軽減といふこともさることだが、地方税としての法人事業税の軽減もこれまた非常に大事な部分だ。この所得税といゝゆる法人事業税との負担割合なり、税の構成なり、こういうことは十分検討を要する問題だ。そういう意味で、当初におきまして、事業税自身が経済の変動に非常に影響を受けるものだ、こういう意味では、地方財源として、恒久的財源としては不適當ではないか。あるいはまた法人の所在等も都道府県によりまして相違があるのではありません。こういうことを考へますと、法人事業税についての負担軽減はやはり考へすべきだといふことで、いろいろ工夫をいたしたのでございませぬが、結果におきましては、いゝゆる国の財源並びに地方団体の財源、こういうものの基本的分配が十分考慮されておらない現状におきましては、この際これを強行することは非常に危険なもの

を持つといふことで、実は取りやめたやうな次第でありまして、一部の減税は実施をいたしました。七百萬減税の場合に、その不足分等を國税によつたとしたことでもあります。ただ、問題は、今回の減税によりまして一部の減税は実施されましたが、税のあり方として、ことに企業課税のあり方として、今後の問題として私も十分研究したいと思ひます。同時に、これにも関連を持つことですが、国、地方を通じての税源の分配といふやうなことも当然考慮すべきものだと思いますので、今回は税制審議会を設けて、そういう意味においての基本的な調査をはかつていきまして、税制の合理的なあり方をきめていきたい、かやうに考へておる次第であります。

○佐藤(續)委員 今の大蔵大臣の答弁から、二つの問題を私たちは看取します。ガソリン税の問題は、今後絶対に値上げしないという明言を得ました。来年度からは必ず揮発油税を増徴しないかというその点のこと、もう一つは、物品税の、高級織物の消費税の問題であります。これは大蔵大臣御承知のように今店頭課税になつておりますから、税金をとる方法として非常にむずかしい問題が起きます。一々税務署の吏員がたとえば洋服屋へ行つて調べるというやうな、非常に複雑な問題が起るわけでございます。これはひいていろいろ犯罪が出るわけで、そういう問題についていろいろいゝかがわしい問題があるといふことが、業者に非常におそれられております。そういう点について、大蔵大臣は、そういうやうな迷惑をかけても、どうやつても、わずかなことだがとると言われ

ますけれども、この前昭和二十九年年度のやはり織物消費税の問題のときにもそういう問題がからまりまして、店頭課税から卸売製造課税というようになつて、この法案はつづれてしまつた。そういうような非常に危険のある物品税の課税であります。この点について、今のガソリン税の問題と物品税新設の問題についての大蔵大臣のはつきりとした所見を承わつて、他日これは問題にしますが、この際もう一度大臣からお伺いをしたいと思つます。

○佐藤國務大臣 ガソリン税は、原案が成立いたしますならば、当分のガソリン税を上げるということを計画する考えはもちろんだいせん。おそらく、ガソリンの消費の伸び等考えますと、道路計画を進める上において十分財源が確保される、かように確信をいたしております。従いまして、原案が成立することを心から願つております。

第二の問題の点でございますが、高級織物、いわゆる着物あるいは洋服地の問題でございますが、私は、この種の高価なものは扱われるところが非常に限られておるといふのが実情ではないかと思つております。申し上げますならば、百貨店であるかあるいは専門店であるか、そういうところに実は限られるものではないかと思つております。しかし、一部におきましていわれておりますように、さうようなものはいくつでも扱ひ、こういうようなお話でございます。納税者と税務署との関係でございますが、どこまでも申告を忠実にしていただきますならば、過去のよきな危険はまずないものだ、か

ように確信をいたしております。問題は税務署員につきましてもいろいろ誤解がある。税がとれるというやうなことになる、痛くない腹まで探られる。わずかに二、三着のものを扱つたばかりに、全部の所得の精査を受けるとか、こういうやうなお話をしばしば聞くのであります。来てもらうものにしては来てもらいたくないというお話を聞くのであります。私は、税務署の役人はほんとうに国民から信頼され、親しまれるやうでなければいけません。そういう意味におきまして、いわゆる苛徴請求をしない。また納税者の方でありますやうなことも許しにくい、こういうやうなこともありまして、納税の手続でも非常にお困りの点があるだろう。そういう点はできるだけ時間を作つて親切に教えてあげるようにすることが必要だといふことを、実は申しとおるのであります。私は、今御意見にありましたように、今回の服地やあるいは絹織物について課税するといふやうなことになる、一部でいわれていふやうな弊害が生ずるとは絶対に思いません。むしろ申告をしていただくことによりまして、その申告を信頼することによりまして、また実際の扱い方から見まして、一年に一着や二着作られるものまで根掘り葉掘りして探し出して課税するといふやうな窮屈な考え方をしているものではない。これだけはまことにしろうとらしい言い方をするやうにお考えになるかもしれないが、これがまた税の実際でもありますので、その点は誤解のないやうに願ひたいと思ひます。

○佐藤(委員長) 大蔵大臣は、知らぬが仏で、税務署の末端を知らないし、今まで民間よりもむしろ役所の方ですつと生活しておられて、税金で暮してこられたので、わからない。おそろくこの税務署へ行つてごらんになつてもわかりませんが、そんななまやさしいことで税金がとれるはずがありません。やはり相当突つ込んでいかなければ税金はとれるものでないし、現実には銀座を通られても、現在の織物課税反対のあれが立つておりますが、そういうことをおそれて、税の額よりも、むしろそういうやうな店まで全部調べられるおそろしさを非常に感じておられるのを御理解願ひたいと思ふ。これは平岡君からもいろいろ質問、意見もあると思ひます。それから、これ以上追及はしません。が、そういうおそろしい税金であるといふことは、大蔵大臣になつた以上は考へていただかなければならぬ。現実に、現実の税務署を一つ調べてもええ、いかに庶民がこういうやうな税金で困るかといふことは、皆さん方のやうなお役所の方がお考えになるよりも、もっともつとわれわれのやうな民間の者が痛切に感じていふことを、肝に銘じておいていただきたいと思ひます。

税金の問題はそれだけにいたしましたし、ほかの問題に移りますが、今回の予算は公約予算といわれ、一面にはこりやくばりの予算だといわれております。そこで、自民党の公約である国民年金制度の創設、文教施設の充実、道路整備、港湾整備等の公共事業に対するやうな構想は一応は整つております。いいことでありますが、しかしこれには非常に無理があつて、今までの

洗いざらしのあらゆる財源を全部つて財政支出に充てたといふやうなことであります。これは、失礼でありますけれども、また佐藤さんは、大蔵大臣をやめられて、この六月には幹事長になられて、いつまでも大蔵大臣をやつていられないといふこともあります。で、食ひ逃げされるおそれもありますから、これ以上申しませんが、とにかく、三十三年度の予算にいたしまして、これは今後相当の予算を見込んでもらわなければ困るのじゃないかといふやうに、われわれは考へておるわけですから、そこで、いわけば今度の予算の配分は、選挙目当ての総花予算だ。それから経済の安定を考へるよりは、経済の成長といふことに重点を置いて、いわゆるインフレ積極財政のやうに考へられます。だから、一部の真面目な銀行家では、これは景気の過熱のおそれがあるといふやうなことも一般に心配されております。こういう心配がないかどうかといふことも、一応佐藤大蔵大臣から伺つておきたいと思ひます。

それから、もう一つは、財政投融資の問題であります。五千百九十八億に對しまして、三十三年度の当初予算は三千九百九十五億円で、約三〇％上回つて、千二百億の増加になつております。これはかつて積極財政といわれ、三十二年度の財政投融資の前年度に對する増加額六百二十億の約二倍になつております。さらに、当初計画の内容、資金の分配面から見まして、輸銀向けの支出の急増を筆頭に、国鉄、電電、道路公団、港湾整備、住宅建設などの事業規模の拡大が目立つております。これらの公共事業は一面には非常に民間の産業を刺激する。こ

いうものは一般会計でほんとうはやるべきではないかとわれわれは考へておりますが、こういう諸点についての大蔵大臣の御意見を承わりたいと思ひます。

それから、今度は、非常に盛に皆さんの選挙公約が消化しきれなくて、財政投資の方へたくさん向けられております。これは大蔵予算がどうも政治的な効果をねらつてやつておられるのじゃないかといふことが思われ、また経済の成長の表だけを見て、実際的には日本の経済は竹馬経済であつて、完全に立て直つていないのかかわらなう、こういうやうな投融資を多くするといふことは、われわれは問題があるのではないかとこりやくに考へておるわけですから、こりやくの点で、原資調達面においては、財政に不健全性があるといふこともいわれるのであります。過去の蓄積資金を全部動員したばかりか、郵便貯金の千億円、民間資金の活用八百八十八億円の過大な見積りを行なつておきまして、一歩これが運用を誤るとインフレになつて、そして金融の混乱が起るのじゃないかといふことも一面には心配されております。たとへば、三十一年度の景気の行き過ぎ等、その後の不況を招いた最大の原因は、積極財政といわれた金融政策であり、そのために資金の機能を麻痺してしまつたのであります。大臣は、今後の経済の安定の見通し、あるいはこりやくの信念で自分はやるといふやうな、確固たる御信念を持つてこれをおやりになったのかどうか。三年ばかり前に神武景気が来るといつて、実際にやつてみると神武以来の不景気が来たといふことは、これは政府は勝手に

やりますけれども、そのために民間が泣いた時代もあります。こういうような点について、大蔵大臣が今度非常に膨大な予算を組まれたにつきまして、確たる御信念があったと思ひますが、その点われわれの納得のいくように一つ御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤國務大臣 たいだいのお尋ねは、今回の予算編成の基本に触れ、さらにまたわが国の経済の動向なりあるいは今後の経済の見通し、またどういふ点に重点を置くかという各般におきましての批判を代表しての御意見であるような節も見受けられるのでございしますが、この機会に、少し時間がかりますが、一通り私どもの基本的な考え方を申し上げてみたいと思ひます。もうすでに、財政演説におきまして、基本的な構想は詳細に述べましたので、ダブらないように申し上げて簡潔にその要点だけを申し上げてみたいと思ひます。

まず第一は、今回の予算を作りました場合に、これは企画庁で取り扱っております三十四年度の経済見通し、これと対応して作っておるのであります。同時に、企画庁で作っております経済見通しは、わが党の主張による経済長期計画、この線とどういふ関連にあるかという基本的な考え方をとつてみておるのであります。過去のいわゆる神武以来の好景気といったものが、神武以来の不景気になったというような面もございしますが、いわゆる経済の長期計画の伸びから見ますと、ややその期待に沿わないといひますが、三十二年、三十一年というよりなものは、いわゆる長期計画をよほど上回る数字

できていた。それがやや停滞ぎみなこととで、いわゆる長期計画の線に近づいてはおりますが、また、ものによりましては、長期計画の線をくぐつておるようなものもございしますが、今日の経済の動向そのものは、私どもが想定しておる長期計画の伸びに大体相応しておる。これは、雇用の面から見ても、大就労人員の面から見ても、大就労人員の線になっておる。たとえば、就労人員は、私数字をはっきりたたいま覚えておりませんが、おそらく四千四百二十万くらいのが、三十四年度では想定されておるのではないかと申します。これはたしか長期計画から申せば四千三百三十万人くらいの数字になっておると思ひます。そういうことです、これは大体その線に合つておる。雇用の面では、三千六十七万人に対して長期計画では二千三十六万人、そういうことです、三十四年度の経済見通しは、大体長期計画の線に沿つておるということが言えるのであります。これを基礎にいたしまして、今回の予算を組んで参つたのであります。収入の面におきましては、経済の成長率に合ふような収入が一応予想できるといふことで歳入予算を見積るし、また、歳入の面におきましては、経済の伸びを想定いたしましたして、その経済の成長にふさわしい予算を組んだつもりでございします。甚固では、今回の予算は「一兆五億」の予算だと言つております。そういう点はただいま申す経済の成長にふさわしい予算といふことで、そういう意味の好評を得ておるのではないかと申しますが、とにかく経済の成長にふさわしい予算を組んだのであります。

ところで、問題になりますのは、過去の神武以来の好景気といったものが不景気になったではないか、あるいはまた最近の国際変動に対応するような予算になっておるかどうか、こういうことになると思ひます。過去の非常に好景気が叫ばれた際のもので、設備投資過剰といふようなこととか、金融の引き締めをせざるを得ないような状態になってきた。また、ちょうどそのときが、日本の国内でもそうだったが、世界経済も不況の波が来つて、貿易などは思ひやうに伸びなかつた。非常に苦しい思ひをして今日まで二年近くを経過してきまして、ようやくその不況、沈滞を脱して、上昇の傾向に向つておる。これが先ほど申す経済の成長といふことでもございしますが、その際に、過去のような誤まりを二度とやらないために、私どもが特に注意をしなければならぬものは、いわゆる経済の体質改善といふことになる。この経済の体質改善は、同時に国際競争場裏に立ちましても、ひけをとらないような健全なものにしていくといふことでなければならぬと思ひます。先ほど、財政投融資の面におきまして、非常に金額が膨張しておるじゃないかといふことを御指摘になりましたが、わが国の経済の各分野のバランス等を考へてみました場合に、まず第一に目について指摘されることは、民間経済は非常に活発な様相を呈してきておるにかかわらず、その経済の基礎をつちかふような産業についてはやや立ちおくれておるのじゃないか。はつきりいたしますことは、たとえば道路の整備がおくれているのではないか。あるいは最近のように大きな

船で貨物を輸送しない限り、なかなかコスト下げができないといふような場合に、日本の港湾の設備では、非常に水深が浅いとか、航路が狭いとか、あるいは埠頭の数が足らないといふようなことから、やはり港湾を整備していかなければならぬ。あるいは、住宅の問題につきましても、もう少し力を入れていかなければならぬ。道路の整備に合はして、日本の国内の交通幹線である国有鉄道も機能を發揮していくようにしていかなければならぬ。いわゆる基礎産業の面についてのアンバランスといふものを、この際は正していくことが、将来の経済の成長に対してふさわしい。均衡のとれた経済を作るといふことにも実はなるのであります。こういう意味で、財政投融資の面で、今までおきておるようなものに特に力を入れていくといふ計画を立てておるのであります。過去におきましては、たとえば電力が非常に不足だ、電力の開発に特に力を注ぐ、あるいはまた石炭の開発に力をつけては特に力を尽くすとかいふことで、動力源の確保に非常な努力が払われたことは御承知の通りであります。電力は、幸いにして、まず経済の成長には対応できるようになっております。石炭自身は、最近の動力源の変化等から、今後は石炭産業をいかにするかという一つの対策を立てる段階になっておりますが、この体質改善で一番大きく目につくものにさういふものがございます。

さらにまた、もう一つ体質改善の面で今後気をつけていかなければならぬことは、日進月歩の科学の進歩におくれをとらないような産業設備を持つといふことであります。そういう意味では、古い設備が新しい科学的に進んだものに変つていかなければならぬ。今日いわゆる繊維関係が非常に不況だといわれておりますが、繊維関係の最近の技術の進歩などを考へてみますと、原綿や原毛によるよりも、化学繊維の分野は非常に拡大されてきておる。また、繊維の作り方等についても、過去のものからよほど變つてきて、私どもが名前の知らないような繊維がどんどん出てきておる。こういうような科学の進歩におくれをとらないような体質改善をしていかなければならぬ。同時にまた、これは日本産業構造の特異性からきておると思ひますが、地方においてはいわゆる小地主による農村といふものがあり、また経済の面におきましては、大企業もあるが、どうしても中小企業といふものに對しても力を入れていかなければならぬ。これを育成しない限り、日本の経済は健全ではあり得ない、こういう形にもなるわけでありまして、いわゆる体質改善といふものは、広い分野にわたつて経済基盤を強固にしていく、そういうことでなければならぬと思ひます。また、さういふ申しまして、なお経済の面は、国内においても国際の面においても、これは共通するものでございしますが、たとえば大企業と中小企業は、一面競争はしておりますが、他面において同時に協調して、相互の繁榮を期しておる面も多分にあるのであります。佐藤さんは、もう専門だから、さういふことは仰せられなないかと思ひますが、社会党の諸君の一部には、経済政策だといへば、中小企業を

痛めつけて、大企業独占資本ばかり育成するのではないかと、このような批判をされる方がございます。これは、競争の面だけをあらわになって、協調、お互いに協力し合っている面を忘れておられるのではないかと、思ふのであります。私は、中小企業と大企業の間に、おきましては、競争もするが、同時に相互に共助し合っているという、この面を十分考へて参りますならば、施策が大企業だけに集中されず、中小企業の育成にも効果があるということがある。先ほど来御指摘になりました金融の措置等につきましても、中小企業に対しては、中小企業の金融を専門に扱う資金の確保もいたしておりますが、同時に、大企業についての資金を確保することによつて、中小企業も救われておるといふことは、これは申すまでもないところだと思ふのであります。今回の予算は、さういふ意味において、経済の体質改善ということに特に力を尽す考え方でございします。

そこで、総体としてはやはり何と申しましても、相当積極的な意欲的な予算であることは見のがせないだらうと思ひます。その点は先ほど御指摘になつた通りでございします。同時にまた、この予算の実施に當つて、もしも金融のあり方等で誤るならば、いわゆる過熱といふか、経済発展の不均衡を来たす、そういうところで非常な破綻を来たすのではないかと、いふ意味において、いわゆる過熱論なるものが一部にあることは、私も百も承知でございします。ただいまいわれております——財界の一部で言つておる過熱論、あるいは金融関係の人

たちが申しておる過熱論、これなどは、今後予算を遂行していく上におきまして起るであらうところの事態に對して、今日から警戒をしておる姿でございします。この警戒がある限り、またそれだけの注意をみずからしてゐる限り、過去のような過熱を私は再びするものではないと思つて、むしろかような意味においての自衛、警戒の言葉が出てゐることを、心から実は賛成してゐる者でございします。

そこで、国の問題につきましても大體の事情を申しましたが、國際的な關係においては、昨年来いよいよ通貨の交換性が拡大された。この意味において、貿易は一面で非常に拡大もされやすくなつてゐる。円の姿なるものから申しまして、その競争に立ちおくれを来たすのではないかと、いふような点で御心配になる。あるいは欧州における共同市場、それに類似のいわゆるコンモン・マーケットの思想が一部に出たりして、今後の貿易のあり方等についていろいろ注意される方もございします。方向といたしましては、必ず自由貿易の方向にいくに違ひない。これは今日から予想されるところでございします。が、しかしながら、一部で考えられるように、非常に短期間に直ちに自由貿易の方向にいくといふことは、これはないだらうと思ひます。今日通貨の交換性を回復したと申しましても、それらの国々においても、貿易政策の基本については何らの変更を来たすものではないといふことを、はっきり申しておりますように、そういう事態であるだらうと思ひます。しかしながら、大

筋として自由の方向へいくだらうといふ基本的な考え方は十分堅持いたしまして、それに対する対策は絶えず立てていかなければならぬと思ふのであります。

そこで、私は、先ほど国内の問題で申しましたが、そうすると、國際的には非常に競争が激化し、日本の競争の条件では立ちおくれをするのではないかと、いふ御指摘があるかと思ひます。その点につきましては、わが國經濟が健全であり、基礎が強固である限り、國際競争の場に臨みましても、ひげをとることはないだらうと思ひます。同時にまた、一面競争の場ではあるが、協力共助の場であるといふことも、私たちが十分念頭に置いていいたいと思ふのであります。それこそが、IMFなどの考え方といふものがやはり一つ示しておりますように、國際協力といふことも強く出てゐるのであります。私は、こゝろいふ場に対処いたして参ります。その点では十分ひげをとらないうちに、基本的な通貨の交換性に対処し、また貿易の自由化に対処するだけの用意を今日からいたしまして、これだけでひげをとらないようにする。同時にまた、國際協力の場におけるこの働きを十分生かしていくようなことを考へべきではないかと思ふのであります。

私は、かように考へて参りますと、一面通貨価値の安定といふことが非常に重大な意義を持つと思ふのであります。通貨価値の安定こそは、經濟発展だらうが、國民生活の向上だらうが、あらゆる面において基幹をなすものである、こゝろいふ意味におきまして今回の予算を作り、また財政投融资を作

り、また民間の協力をも望み、しかもただいま申す基本線を守り抜いていくという考え方でございします。大変長い時間説明いたしました。これは基本の問題でございします。で、御了承を願ひたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 大蔵大臣の御高説を拝聴いたしました。いづれあらためて質問をいたします。

ただいま当委員会でも問題になりました國際通貨基金並びに世界銀行に対する出資増加についてであります。これは當然本予算に組まれてしかるべきであつたにかかわらず、あえて財政法による疑義を顧みず、三十四年度の補正予算に組んでこられたことは、どういふ意味があるのか。これは大蔵大臣が「先づいかに」といふような言葉にこたへられて、さうして膨張財政の印象を隠すためにわざわざやられたのではないかと、いふぐらいいわれておりますが、さういふ点について、こゝではつきりした御答弁を願ひたいと思ひます。

なお、増資の財源につきましても、私は、この前、接収資金のうちの二億に歸属すると見られる六十二億、二百五十億の金地金の評価が、これを問題にしたのであります。これを國庫納付にして、そしてこれを世銀の方へ貸与することになつておるようですが、これは非常に大きな問題がありまして、実は今法案が参議院に上つておりました。しかもこれは二回とも流れております。政府は、勝手に法律を無視して、しかも財政法上疑義のあるような資金を對して、なぜこゝろいふやうなことをやつたのか、この点について大蔵大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 IMF並びに世銀の出資につきましても補正予算を出しましたことについての第一のお尋ねでございします。またおそらく、お話では、かようにわかつておるものならば、なぜ本予算に組まなかつたかという御注意だらうと思ふのでございします。この問題は、率直に申し上げまして、ぜひとも御了承を得たいと思ひます。決して今言われますような、本予算が割にうまくできてゐる合せがよくつたから、そのご合せに忠実だつたのだらうといふような意味では毛頭ないのであります。これは、私、昨年皆様方の御了承を得ましてインデに参りました。世銀、IMFの總會に参りました。そのときに世銀やIMFの最近の活動から増資を必要とするといふことであり、増資の決議を實はいたしたのであります。また、わが國といたしましては、さういふ際には、日本の經濟もよほど立ち直つてきておるし、日本の經濟力をもつてするならば、特別出資割當をぜひとも願ひたい、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダに次ぐような意味においての高額割當を希望するといふような申し出もいたしておりました。このインデにおける決議の経過を實は十分氣をつけて見ていたのであります。従ひまして、非常に早い時期にこれが予見されるような事態になりましたならば、もちろん本予算に計上すべき筋のもの、かように考へていたのであります。しかし、IMFや世銀におきましては、増資をきめましますにまことに慎重でございまして、この理事会で増資の内容をきめましたのは、たしか昨年の十二月十九日に、理事会でこのニューデリーの總會の決

議によりする報告を取りまとめ、それら問題になり、日本も非常に熱心にこれに希望しておるのだから、本予算に計上することが、一体どの辺で済むのか、いかまで注意をいたしたわけであり、私どもは、非常に熱心に希望しておるのだから、一日も早く予算に計上することが望ましいという議論でもありません。しかし、同時に、このIMFや世銀というものは各国で構成してあるものだから、それらの人たちに對して敬意を表するといふか、これを簡単に一國だけの希望だけで予算を計上するといふことは、投票権に對しても非常に失礼に當るのじゃないかといふことも実は心配をした一つであります。そこで、最終的に一月の三十一日になりまして、はつきり八〇%を越したといふことが確認されたのであります。正式には二月の二日が投票締め切りでございます。そうして二月二日で可決が確認された。そこで可決されたそのときに閣議で決定をし、そうして補正予算を組んで国会に提案をしたという経過に実はなっております。

問題は、一体どの時期を見てこれが予見をされる時期と考へるか、いわゆる財政法に基きまして予算に計上すべき条件はいつきまつたかといふことになるのであります。ただいま申すように、二十二日に各国総務に草案を発送し、同時に投票開始となつたのであります。日本は、日本の割当についての投票は一月の二十九日に投票をいたしております。もちろん賛成投票をしておるわけでありまして、この一月二十九日——これは向うの時間では二十八日の午前十時現在になります。それまでは日本に對する賛成投票は六五%であります。また、世銀の方は、二十七日の午後五時現在で投票率は六九%ということになっております。そこで、私どもは、この予算編成に当りまし

て、増資割当はインドに行つたときから問題になり、日本も非常に熱心にこれに希望しておるのだから、本予算に計上することが、一体どの辺で済むのか、いかまで注意をいたしたわけであり、私どもは、非常に熱心に希望しておるのだから、一日も早く予算に計上することが望ましいという議論でもありません。しかし、同時に、このIMFや世銀というものは各国で構成してあるものだから、それらの人たちに對して敬意を表するといふか、これを簡単に一國だけの希望だけで予算を計上するといふことは、投票権に對しても非常に失礼に當るのじゃないかといふことも実は心配をした一つであります。そこで、最終的に一月の三十一日になりまして、はつきり八〇%を越したといふことが確認されたのであります。正式には二月の二日が投票締め切りでございます。そうして二月二日で可決が確認された。そこで可決されたそのときに閣議で決定をし、そうして補正予算を組んで国会に提案をしたという経過に実はなっております。

そこで、問題は、財政法上等の関係から申しまして、一体いつ予見したといふことになるのか。これは当方の希望から申せば非常に早く出したい気持は多分にあります。もちろんみずから進んで特別割当まで要求しておるような問題でございますから、これは早いがいい、かように思いますし、日本政府の意思はここではつきり決定したといふこともいえるのであります。しかしながら、ただいま申すような投票によつてきまる問題でございますので、まだ投票も済まないうちに予算に計上することは、いかにもこれは相手

方に對して思惑的な行動をしたといふことで、いろいろ誤解も受ける。これはやはり最終的に決定の見通しがつかないところで、確定したところで予算を組まざるを得ないのじゃないか。そうすること、これがどういふ国際間の問題を扱うのに最もふさわしい取り扱い方だ、こゝういふ考え方でありまして、そうすると、今度は、問題は本予算の総括質問をしておる際にこの補正予算を出すことが一体どうなるのか。これは確かにあまり好ましいことではないこともよくわかります。しかし、私どもも考えましたのは、国会内でもう特別割当の問題はよく御承知のことでもあるしするから、意思を決定したら一日も早く国会に提案するのが望ましいことではないか、同時に、そのことが、一面投票した國に對しまして、日本はみずから進んでその処置をとつたといふことで、国際的にも非常に効果のあることではないかといふことで、実は非常に早急にこの問題を取り上げたのでございます。この点ではいろいろ誤解も受けて、もう少し早く、出すなら本予算の審議が相当進んだところで出すべきじゃなかつたかといふ御批判もいたしておられますが、これは國の内外に於いて日本の特別増資割当といふことがあまりにもはつきりいたしておるもので、そういう点はむしろ率直に扱うことが望ましいのじゃないかといふことで、あえてその処置をとつたわけでございます。大へんおそくなりまして、たが、ぜひとも御了承をいただきたいと思つてございまして。

第二の問題といたしまして、今度はその出資の財源を何にしたか。この点は、ただいまのお尋ねにありましたように、日本銀行が保有いたしております金地金六十二トンの評価差益によりまして、これを出資することをきめたのでございまして。ただいま御審議をいたしておられます。接収貴金屬の問題があり、また一面にかような出資の問題がある。あるいは日銀の保有しておる地金の再評価を今日出すといふことについて、それが適當かどうかといふようないろいろな問題があると思つて、そのうちいろいろ重ねてのお尋ねがあるうかと思つて、基本的な考え方だけについて御説明をいたしてみたいと思つて。

本来はどなたでも接収貴金屬等の処理に關する法律案の成立を心から急いでおります。この法律案は、もうすでに数回——数回といふか、毎回の国会に提案をいたしまして、御審議をいたしておるのでございます。一度は衆議院を通過したが、参議院で通過を見なかつた、また前国会はかような事情でこれが流れておるといふことでございまして、今回の通常国会におきましてはぜひともその法律の成立を心から願つております。これが成立いたしますならば、國や日本銀行が保有しておられます金の歸属も、この法律で非常に明白になる。もちろん、民法によりまして、その所屬を明確にする方法はございまして、いづゆる接収貴金屬として一括して処理する基本法を作ることが望ましいことは申すまでもないところであります。また、一般民間の接収された貴金屬等の処理も、この法律案が制定されることによつて処理ができるのでございまして、ど

うしてもこの法律案をこの国会においては成立を期したいと、心から念願をいたしておられます。この意味では、社会党の皆様方にも心から御協力、御支援をお願いしておる次第でございます。この法律が成立いたしますれば何を言わんやで、おそらく問題は解決するでございまして、しかし、今日御審議の過程というか、その中間におきまして、成立を心から希望しておる政府ではございまして、しかし、でき上るとか何とかといふような意味で、国会の審議権についての見直しなどはいたしません。一に皆様方の御審議の結果を待つておる次第でございます。

そこで、この法律案とは別にいたしまして、日本銀行が保有しておる金の評価差益といふものが、幸いにして六十二トンでただいま申すような二百五十億に近い評価差益が出ますので、これで出資ができ上がるわけでございますが、こゝういふ評価を今回なぜするかとか、時期はそれで適當かといふようなお話があるうかと思つて、それは別といたしまして、この日本銀行が保有しておられます金そのものは、最近通貨の交換性等の問題から見かけ持つようにいふ御希望も各方面から出ておりますし、政府自身も金の保有量はふやしたい考え方でございまして、その金そのものの評価といふのは、そういう意味をなすものでありますし、またこの金はなるべく動かしたくない金であることも、その意味ではおわかりいただけるだらうと思つて、いたしますことは、どちらかと申しますと、今の世銀の性格から申しまし

て、金準備的な性格を多分に持つものであります。言いかえますならば、日銀でそういうような機能を発揮させるのを、今度は世銀やあるいはIMFを通じてそういう働きをもなし得るもの、こういうふうに考えますので、今回の評価差益で出資するということがまず望ましい方法じゃないか、かように実は考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 都合のいいことだけは大体先へ自分の方で話をする。なかなか答弁は微に入り細にわたって先々に言われる。時間がありませんのであまり追及はいたしません。ただ先回当委員会でも酒井善吾局長、賀屋管財局長の意見を聞いてみますと、九月一日までにこれが間に合えばいいということなのであります。しかるに、片方で予算委員会にも審議中にこういう法案を突如出すというようなことは、まことに片手落ちの観があるんじゃないか。同時に、外国の方での見通しが確定しないから本予算に組まなかったと言ふ。しかし、今お説のような接収資金属の法案は現実に通ってない。そういう場合はどうであらうと予見して先にやるというより、非常に都合のいい解釈でやりになつておる。われわれは、こういう点で、どうも、大蔵省自体は、事務的な自分の方の都合を考へて、国会なんかどうでもいいというより、国会無視の考へがあるんじゃないかといふことを非常におそれるわけでございます。これは、事國際的なこととわれわれも多少知っておりますから、無理のない点もありますけれども、しかし、たとえば接収資金属のよる問題は、先回も銀を勝手に使われたといふときにも、非常に国民から非

難がありました。国のものなら勝手に処理をして、民間のものは勝手にかしていいの、かという意見が出て、非常に反対がありました。もし大蔵大臣にほんとうに誠意があるならば、この接収資金属処理法案も、現在の法案を撤回して、政府の分だけを先に出して、そうして民間の所属のはつきりしないものはあとから出すような方法をとられるのが親切じゃないか。この間賀屋管財局長の意見を聞きますと、法案は通らぬでも勝手に処理するというような答弁でございました。おそれる、そういうことになる、都合のいいときだけは勝手にわれわれに押しつけて、都合が悪くなれば勝手に大蔵省でやるというふうなことで、非常に国会を無視するといふことを言われても、これはやむを得ないと思ふのです。そういう点で、國際的な問題は、われわれもこれは重大な問題でありますから、世銀とかIMFの方の問題もあることはありますけれども、やはり国会が予算の審議権を持ち、またわれわれはそういう委託を国民から受けて国会に出ておるのでございます。都合のいいときだけ勝手に大蔵省がやるならば、国会がやらずに、適当に大蔵省独断でやりになつたらいい、こういうふうに考へる。こういう点について、山中政務次官でないけれども、問題の火の粉はいつも大蔵省から出ている。いわゆる財政法の違反とか、あるいは国会の予算審議中に少くとも補正予算を出すようなことで、いろいろ問題があるわけなんです。こういう点について、国の財政の問題を取り扱う大蔵省といふしましては、やはり国民の意見も十分に聞いて、ある程度まで予見のできるような

ことは予見をして予算に組んでいただきたい、こういうふうに考へるわけでございます。

大蔵大臣から、先回りして、なかなかいい答弁がありますから、それは他日大臣を呼んでいろいろ意見を聞くつもりであります。要するに、今度の予算についての国民の疑念、あるいは減税を公約しておきながら、一方においては新税を作つたり、あるいはガソリン税を上げるといふような非常に片手落ちの問題、そういうような問題についてわれわれはいろいろな意見を持っておりますが、時間もありませんので、私は平岡君に譲りますが、こういう点について、少くとも大蔵大臣は重要な岸内閣のかためであります。どうか、国民の疑惑のないように、なお接収資金属などにつきましても、いろいろと私の方にも投書があり、最近いろいろな意見を言ってくる人があります。国民が非常に心配をしておる。また政府の都合のいいときだけ勝手に自分たちが処理するやうなことをやられたのでは、われわれ国民はたまらないうといふような意見が聞かれます。大蔵委員会あるいは予算委員会などにもいろいろ問題があると思ふますが、どうか、国民が納得をして、片手落ちのないように、国民が政府を信頼してやれるような方法を今後ともとつていただけるかどうか。今なお三十四年度の補正予算のことについては議運などでも問題になっておりますが、こういう誤解のないように、今後やっていただけるかどうかといふことを大蔵大臣にお伺いいたしまして、私の質疑を終ります。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。いろいろおしかりも受けたやうでございますが、この点では幾分か誤解があるのではないかと思いますので、重ねて私どもの真意を御披露いたしまして、どうか御了承を得たいと思ひます。

ただいま、国会を軽視するのじゃないか、どうもやつておることがふに落ちないといふお話がございましたが、しかし、国会を軽視するとか、無視するやうな考へはもちろんございませぬ。この点は、どうか、根本の問題でございませぬ。御了承いただきたいと思ひます。ただいま、補正予算を提案したことにやりました、あるいは時期が都合だと言われようやないか、時期も受けませんが、ああいうやうな異例な時期であるといふことを承知しながらも出しておられますゆえんも、これは国会を尊重しての余りでございませぬ。もしも私もござるくかまへますならば、こういう問題の起るときになど出さない方がいゝといふこともございませぬ。しかしながら、私どもは、国会の御審議をいただく上から申しまして、でき上つた事態、それに対して必要なものは国会に時期を失せず提案するといふ考へ方でございませぬ。また、接収資金属の問題につきましても、過去において造幣局で銀貨を鋳造いたしました際に一部これを使つた結果、これは政府の持ち分が非常にはつきりしたものでございませぬ。あるいはIMFの出資の金につきましても、過去において十五トン現送いたしたこともございませぬ。これなどもいろいろおしかりを受けたものと思ひますが、

どこまでも国会の審議が第一であることは申すまでもないこととでございます。先ほど政府委員の説明が意を尽さないで、おそろく皆様方からとつちめられた結果、最後のところを申し上げたと思ひますが、異例な処置はどうかして政府としてはとりたくないものであります。この意味からしても、接収資金属の処理に関する法律の制定を心から願つております。この点では、これは政府の所有の金あるいは貴金属の処置といふこともさることですが、民間の方々の心からの希望もこの点にかかつておると思ひます。また政府と民間との問題がお互いに交錯しておるやうな貴金属もあるやうに伺ひますので、どうしてもこの接収資金属処理に関する法律が成立することが心から望ましいのでございませぬ。もしもこの法律が通らなかつたらどうするか、そこまで詰められますと、それはそのときになって考えればいいこととございませぬが、皆様方のお尋ねになることがまことに上手に誘導なさるから、その真意でもないことを実は申し上げたのだと思ひます。私どもはどこまでも本筋でこの問題を処理したいと思ひます。

また、幸いにして、この国会におきましても、なるほど党は違つておりますが、心から御審議を熱心にいたしておる現状でございますので、今回の大蔵委員会なりまたその他の委員会等を通じまして、どうかその意味で十分御審議を賜りまして、本筋の法律案が早く成立可決できますやうに、この上ともよろしくお願いいたします。私の決意のほどをただいま御披露いたしました次第でございます。

○早川委員長 平岡忠次郎君。——
ちよつと平岡君に申し上げますが、予算委員会との申し合せで二時までという事になっております。ただし大臣以下政府委員は昼食を全然とつておりませんので、大体二時十分くらい前で一応御質疑を終るようにお取り計らい願いたいと思ひます。残余はまた別の機会に取り計らいますから、さよう御了承願ひます。

○平岡委員 私共食事をしておりません。ですからこれはお互いのことなんでしょう、この際、最小限で一時間はちよつとだいたいと困りますので、一つ空腹でございましょうが……。

○早川委員長 予算委員会を開くことになりまして、それを含んで御質問願ひたいと思ひます。

○平岡委員 私もそのつもりでやりますけれども、あまり時間を切らずに……。

ただいま同僚委員から各般にわたる質疑をいたしました。私がこれからお尋ねすることも多少重複することもあると思うけれども、今の応答を聞いておられますから、その点はなるべく避けてお尋ねしたいと思ひます。

最初に公定歩合の問題、次に欧州諸国の自由通貨の対ドル交換性回復の問題、三番目に公約減税に関連しながら租税の問題、この三点を主要テーマとしてお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、公定歩合の問題につきましてお伺いしたいと思ひます。

同僚佐藤委員からただいま申し上げたのでございますが、三十三年度の当初予算に比較いたしまして、今回の三十四年度予算案を見ますと、千七百一億円の増になっております。しかも三

十三年度の予算中には四百三十六億円の例の経済基盤強化資金が含まれており、しかもそれが凍結状態にあったのであります。がゆえに、三十四年度の予算の実質というものは、三十三年度に比しまして、やはり千五百億程度増加になっておると私は考えております。他方、財政投融資計画におきましても、千二百三億円の増加となっております。それに今まで過去に蓄積したものを使うとか、あるいは国際収支の黒字が続くという原因からしまして、大臣自身がすでに御説明になつておられるに、三十四年度における国庫収支の散超が二千四百億円をこえるであろうという事、このことはかなり確定的な見通しでございまして、そこで、こうしたことは当然金融の緩慢化を招来いたします。あなた自身が財政演説のうちに触れられておられますが、こうした際こそ公定歩合の弾力性の回復あるいは金利体系の整備、社債市場の育成等、今までのペンディング・クエスチョンを全部解決する、こういう絶好な機会であることも御指摘しておられます。ところで、こうした金融緩慢の背景下に、あなたの御指摘されておる公定歩合の弾力性回復の問題が当然当面の重要な課題だと思ふのです。ところで、あなたの六日の記者会見におきまして、この問題に触れまして、今その時期ではないという事をいわれております。他方、それに引き続きまして、日銀總裁の方は、つとにそうした機が熟しておるといふことを別なところで発表しておると聞いております。ですから、公定歩合の引き下げ論をめぐりまして、大蔵大臣と日銀總裁が不一致の談話を発表しておる。私は、このい

れが妥当であるかということにつきましても、これは甲論乙駁していろいろあろうと思ひますが、中層な説をなす人は、これが十月ごろであつたなら、日銀總裁の言われた第三次公定歩合の引き下げのチャンスであつたことは間違いない、こう言われます。ですから、それは三カ月前であつたらという条件をやはり付しておきます。このことはどういふことかと申しますと、逆に言いますならば、明年度の予算と財政投融資計画の刺激的な要因のために、オーソドックスの引き下げ論が危ぶまれておるということであらうと思ひます。公定歩合を引き下げまして、日本の高い金利水準を国際水準まで低下させるという金融正常化の方途は、大蔵大臣みずから危うんでおられるのは、自分で組まれたところの三十四年度予算案と財政投融資計画に不安を覚えておるからである、こういうふうな私どもは考えるのです。大蔵大臣のこのことにつきましても御所見をまずお伺いいたします。

○佐藤事務大臣 ただいま六日の日の新聞記事からいろいろのお話が出ておりますが、まず第一に基本的な問題についてぜひとも御了承いただきたいことがございまして、それは何かというと、公定歩合の問題ですが、公定歩合の問題は、日本銀行というが、民間において決定すべき問題で、政府自身がこれには決定権がないという事を一応御了承お願ひしたいと思います。その意味から政府の発言そのものもいろいろの含みを持つたろうと思ひますが、ただいま申し上げる通りに適當な時期でないという言い方まではつきりはいしたつもりはございません。

ちよつとこの委員会にも当時の記者諸君もおられるように思ひますが、やはり公定歩合の引き下げで最も必要なことは、市中金利が下つていくことが必要だということ、実は特に強調したものでございまして、同時にまた、公定歩合の動きという実勢力も一つよく見ていただきたいという事を申し上げておるのであります。そこで、いわゆるコールの金利の動きということが一つの問題だということを描いたものであります。今度は、このコールが非常に高いところにあるならば、これはやはり思い切つて公定歩合も下げなければならぬという事が、コールの実勢が二銭を切るようなことになつたときに、公定歩合自身は名目的なものだから、場合によつては公定歩合をいじらなくとも、それで金融は正常化していかるといえるだろう、いわゆる低金利の方向にいっていかるといふことがいえるのではないかと、こういうことにおきけるのわからない話をしたように、ただいま思ひ起すのでございまして、過去の公定歩合の引き下げに際しましては、日本銀行並びに政府は、相当意欲を持ちまして、コール・レートをとにかく相当下げたいという気持であり、また市中金利も下げてほしいという意図をもいたしたのでございまして、しかし、過去二回の公定歩合の引き下げによりまして、今度は金融の自然の情勢にある程度まで下つてほしいのじゃないか、こういうような感じをただいま持つておるのであります。その意味におきまして、いろいろ今日の金融情勢についての批判をいたしたのが六月の記事になつておるのでございまして、この

点は御了承をいただきたいと思ひます。そこで、金利の動きは一体どんなふうになつておるのか。ちよつと今手元に持つておられます金利の動き、これは平岡さん御自身が財界にも関係の深い方であられますから、よく事情はおわかりだと思ひますが、この一月から十二月まで全部読んでみることは少し煩瑣でございまして、そのうちを抜き抜きのしつて読んで御披露してみたいと思ひます。三十三年一月の全国金利は二銭三厘六毛五朱となつておりましたが、これが五月は二銭三厘六毛八朱、それから、私が大臣になりましてから、六月ですが、二銭三厘六毛一朱、これからだんだん下つて参りまして、九月は二銭三厘五朱、それが十月には二銭二厘八毛七朱、十二月には二銭二厘六毛六朱と、わずかずつではあります。が、金利が下つて参つております。この下つておりますこと自身が、最近の——ただいま申しましたのは銀行の貸出し平均金利でございまして、過去二回の公定歩合の引き下げによる効果というものは、まあ三カ月以上あるいは六カ月以上たつて効果が現われるものでございまして、金利自身がただいま申すように順次下つてきておる。こういう状況にあることをまず御了承いただきたいと思ひます。今後の問題といたしまして、先ほど申し上げたように、これは影響するところが非常に大きいですから、いついかなる時期にどういふ処置をとるといふことは、事前に申し上げる筋のものではないと思ひます。ただ、私どもがあらゆる機会に申し上げておられますように、金利のあり方としては国際金利水準にさ

ら、公定歩合の引き下げ論をめぐりまして、大蔵大臣と日銀總裁が不一致の談話を発表しておる。私は、このい

れが妥当であるかということにつきましても、これは甲論乙駁していろいろあろうと思ひますが、中層な説をなす人は、これが十月ごろであつたなら、日銀總裁の言われた第三次公定歩合の引き下げのチャンスであつたことは間違いない、こう言われます。ですから、それは三カ月前であつたらという条件をやはり付しておきます。このことはどういふことかと申しますと、逆に言いますならば、明年度の予算と財政投融資計画の刺激的な要因のために、オーソドックスの引き下げ論が危ぶまれておるということであらうと思ひます。公定歩合を引き下げまして、日本の高い金利水準を国際水準まで低下させるという金融正常化の方途は、大蔵大臣みずから危うんでおられるのは、自分で組まれたところの三十四年度予算案と財政投融資計画に不安を覚えておるからである、こういうふうな私どもは考えるのです。大蔵大臣のこのことにつきましても御所見をまずお伺いいたします。

○佐藤事務大臣 ただいま六日の日の新聞記事からいろいろのお話が出ておりますが、まず第一に基本的な問題についてぜひとも御了承いただきたいことがございまして、それは何かというと、公定歩合の問題ですが、公定歩合の問題は、日本銀行というが、民間において決定すべき問題で、政府自身がこれには決定権がないという事を一応御了承お願ひしたいと思います。その意味から政府の発言そのものもいろいろの含みを持つたろうと思ひますが、ただいま申し上げる通りに適當な時期でないという言い方まではつきりはいしたつもりはございません。

ちよつとこの委員会にも当時の記者諸君もおられるように思ひますが、やはり公定歩合の引き下げで最も必要なことは、市中金利が下つていくことが必要だということ、実は特に強調したものでございまして、同時にまた、公定歩合の動きという実勢力も一つよく見ていただきたいという事を申し上げておるのであります。そこで、いわゆるコールの金利の動きということが一つの問題だということを描いたものであります。今度は、このコールが非常に高いところにあるならば、これはやはり思い切つて公定歩合も下げなければならぬという事が、コールの実勢が二銭を切るようなことになつたときに、公定歩合自身は名目的なものだから、場合によつては公定歩合をいじらなくとも、それで金融は正常化していかるといえるだろう、いわゆる低金利の方向にいっていかるといふことがいえるのではないかと、こういうことにおきけるのわからない話をしたように、ただいま思ひ起すのでございまして、過去の公定歩合の引き下げに際しましては、日本銀行並びに政府は、相当意欲を持ちまして、コール・レートをとにかく相当下げたいという気持であり、また市中金利も下げてほしいという意図をもいたしたのでございまして、しかし、過去二回の公定歩合の引き下げによりまして、今度は金融の自然の情勢にある程度まで下つてほしいのじゃないか、こういうような感じをただいま持つておるのであります。その意味におきまして、いろいろ今日の金融情勢についての批判をいたしたのが六月の記事になつておるのでございまして、この

点は御了承をいただきたいと思ひます。そこで、金利の動きは一体どんなふうになつておるのか。ちよつと今手元に持つておられます金利の動き、これは平岡さん御自身が財界にも関係の深い方であられますから、よく事情はおわかりだと思ひますが、この一月から十二月まで全部読んでみることは少し煩瑣でございまして、そのうちを抜き抜きのしつて読んで御披露してみたいと思ひます。三十三年一月の全国金利は二銭三厘六毛五朱となつておりましたが、これが五月は二銭三厘六毛八朱、それから、私が大臣になりましてから、六月ですが、二銭三厘六毛一朱、これからだんだん下つて参りまして、九月は二銭三厘五朱、それが十月には二銭二厘八毛七朱、十二月には二銭二厘六毛六朱と、わずかずつではあります。が、金利が下つて参つております。この下つておりますこと自身が、最近の——ただいま申しましたのは銀行の貸出し平均金利でございまして、過去二回の公定歩合の引き下げによる効果というものは、まあ三カ月以上あるいは六カ月以上たつて効果が現われるものでございまして、金利自身がただいま申すように順次下つてきておる。こういう状況にあることをまず御了承いただきたいと思ひます。今後の問題といたしまして、先ほど申し上げたように、これは影響するところが非常に大きいですから、いついかなる時期にどういふ処置をとるといふことは、事前に申し上げる筋のものではないと思ひます。ただ、私どもがあらゆる機会に申し上げておられますように、金利のあり方としては国際金利水準にさ

ら、公定歩合の引き下げ論をめぐりまして、大蔵大臣と日銀總裁が不一致の談話を発表しておる。私は、このい

ちよつとこの委員会にも当時の記者諸君もおられるように思ひますが、やはり公定歩合の引き下げで最も必要なことは、市中金利が下つていくことが必要だということ、実は特に強調したものでございまして、同時にまた、公定歩合の動きという実勢力も一つよく見ていただきたいという事を申し上げておるのであります。そこで、いわゆるコールの金利の動きということが一つの問題だということを描いたものであります。今度は、このコールが非常に高いところにあるならば、これはやはり思い切つて公定歩合も下げなければならぬという事が、コールの実勢が二銭を切るようなことになつたときに、公定歩合自身は名目的なものだから、場合によつては公定歩合をいじらなくとも、それで金融は正常化していかるといえるだろう、いわゆる低金利の方向にいっていかるといふことがいえるのではないかと、こういうことにおきけるのわからない話をしたように、ただいま思ひ起すのでございまして、過去の公定歩合の引き下げに際しましては、日本銀行並びに政府は、相当意欲を持ちまして、コール・レートをとにかく相当下げたいという気持であり、また市中金利も下げてほしいという意図をもいたしたのでございまして、しかし、過去二回の公定歩合の引き下げによりまして、今度は金融の自然の情勢にある程度まで下つてほしいのじゃないか、こういうような感じをただいま持つておるのであります。その意味におきまして、いろいろ今日の金融情勢についての批判をいたしたのが六月の記事になつておるのでございまして、この

や寄せする方向であつてほしいという
ことを絶えず申しておりますし、日本
銀行におきましてもその事情をよく把
握いたしておりますので、今後の金利
のあり方においては間違ひはない指導
をするであらうと、実は期待いたして
おる次第でございます。

そこで、問題になりますのは、今年
の予算の実行に当り、また同時に散超
の状況から申しまして、私どもが期待
するうちに、この機会に金融の正常化
が実現すれば非常にけっこうでござい
ますが、われわれの期待を裏切つて、
金融の混乱、言いかえしますならば、不
当貸し出し競争をするとか、その他
のような弊害を生ずることのないよう
には気を付けなければならぬ。こと
に、いわゆる日銀の貸し出し残という
ものをよく気をつけるようにはいたし
ておりますが、この点は、揚げ超は貸
し出しとの関連には大きな意味を持つ
と思ひますが、それ以外にも、やはり
一般民間の需要というか、企業熱とい
いますか、これが非常に金融の実際に
強い影響を持つものでございまして、
今後、経済のあり方といたしまし
ては、一面金融について誤らない指
導をいたしますと同時に、一般財界の
需要というものについて絶えず注意を
いたしまして、これが行き過ぎになら
ないようには気を付けていくというこ
とで、誤まりなきを期して参りたい、か
うに実は考へておる次第であります。

○平岡委員 大蔵大臣が仰せられたよ
うに、日銀總裁の所管事項である、で
すから大蔵大臣としては直接その衝に
はないと言われますが、日銀總裁の任
免権は明確に内閣にある。日銀總裁は
やはり総理大臣とか大蔵大臣の顔を見

ながら事務をとる傾向になつておると
思ひます。これは非常によい傾向では
ないのです。ヨーロッパの、たとえば
イギリスにしましても、ドイツにしま
しても、金融と財政というものは固然
と區別しておる慣行が成り立つてお
る。日本では、あなたはそう言葉では
おっしゃるけれども、相当影響力を持
つておると思ひます。ところで、あ
なた自身が今申されたように、オーソ
ドックスな方途としては、国際金利水
準に近づけるように逐次低めていくこ
とが望ましい。国際市場におけるコン
ペティティヴな立場をとり得るため
に、そのことは当然望ましいわけだ
す。しかし、こうした機運はつとに成
熟していると思ひます。大蔵大臣がこ
の金利の推移をお示しになりました
ので、二銭二厘まで大体下つて
きておる。だから、そういう下降状況
にあることも事実なんです。ただ、こ
れでもまだ少な過ぎるという批判はあ
るとして、下降状況にあるというこ
とは事実です。それから、もう一つ、新
聞記者諸君に発表している中にも、一
月における揚げ超は九百億ほどあるこ
とを暗黙の前提としておると思ひます
けれども、大筋の金融は緩和しているこ
とは間違ひはないのです。それですか
ら、この機会に、私がさつき申したよ
うに、十月ごろやればよかつたとい
う議論はかなり傾聴に値するといふこ
とを申しましたけれども、今でもおそ
くはないと思ひます。今やっておかぬ
と、いわゆる下期におけるところの過
熱状況になつたとき、今度は金利を逆
に引き上げる、公定歩合を引き上げる
という効果を一そり持たしめるために

も、踏み切つた方がよいと思ひます
が、ただ、その場合におきましても、
やはりいろいろな弊害が起りますよ
う。いわゆる銀行筋の過当競争の貸
付、あるいは石油とかいろいろな企業
の過剰投資の傾向を馴致する、こうい
う懸念があらうとは思ひけれども、こ
れは大筋からいって国際水準に近づけ
るために引き下げるということ、あ
るのことは調整するといふことは、別
個の問題として取り扱えば私はいいと
思ひます。たとえば、今まで、銀行の
過当競争というものを押えるために
は、せつかく二年前にこの委員会を通
してあつたところの準備預金制度、こ
の率を設定した。この設定はむしろ日
本銀行の所管事項になつて、大蔵大臣
はこれを認可するといふ形になつてお
りますけれども、こうした問題、ある
いは、商社の過剰設備を誘発してい
る、やはり設備による輸入の割当と
いうことがガンをなつておると思ひ
ます。これは、砂糖にいたしまして
も、羊毛にいたしまして、すべて設
備というものを前提にして、その規模
において割当をする。今現在輸入を割
り当てておられる必要もありません
から、何としても設備を多くして割当
をよけい取るというところがガンを
おるのです。ですから、そういう問
題を克服するためには、例のA.A.シ
ステムの方をうんと拡大していく、こ
ういふ形にします。今言つた銀行に對
しては預金準備率を設定して、日銀に
なり大きな金を吸い上げるということ
と、企業に對しては今言つたガンで
あるところのA.A.システムを拡大する
ことによつて、不当な過剰投資の動機
というものを押える、こういう措置を

あわせ行ふならば、弊害は少なくて、
しかも大筋の引き下げ、国際水準への
近寄せといふことはできるわけです
ね。こういう点は大臣としてもお考
えになつておると思ひます。それで
も、今申したような理由で、やはり大
筋は大筋としていくべきであらうと私
どもは思つております。そういう点に
つきまして、これは、いろいろな思惑
とか、いろいろな問題がからむと、あ
なた御自身のお立場からなかなか言
にくいかもしれないと思ひます。これ
は、大蔵委員会としましては、今言つ
た西歐の自由経済といふまじり、こ
の交換性回復をすることによる自由
市場の角逐戦といふものが非常に前
進して参ります。日本は、日本の国際
的な競争力を真につちかうといふよう
な大筋からいって、やはり踏み切つて
い問題だと思ひます。この点につきま
して、お差しつかえない程度で、一つ御
回答いただきたい。

○佐藤内務大臣 回答いたします。
平岡さんは非常に御研究なすつてい
らっしゃいますので、ただいまの御高
見を実は拝聴いたしたのでございま
す。しかし、本来でございまして、
御意見は御意見として何っておき
ますといふのでいいかと思ひます。け
れども、ただいま非常に打ち割つた話
で誤解のないようにしたいからとい
うことでございまして、私の感じも率
直に御披露してみたいと思ひます。た
だ問題は、くれぐれも誤解のないよう
に願ひたいことは、具体的な問題とし
て申し上げるのでもないことではござ
います。どこまでも、最近の通貨の交換性
なり、あるいは金融の緩慢な場合にど
ういふような処置をとるかという抽象
的な、いわゆる原則的な意見としてお
聞き取りをいただきたいと思ひます。
具体的な問題でないことだけ御了承を
いただきますればけっこうでございま
す。

お話のように、金融が緩慢になりま
した場合には、いろいろの方法があるだ
らうと思ひますが、金融の正常化をは
かります意味において、もうすでに法
律ができておりました準備預金制
度、こういったものも必要があれば活用
するといふことだろふと思ひます。今
日の時期においてその必要は、これは
具体的に申してもいいと思ひますが、
まだそういう必要はないと私は考へて
おりますが、必要があれば、そういう
ものも考へたらいいだらうと思ひま
す。私は、財政演説でも申し上げまし
たように、こういう機会にこそ金融の
正常化をはかるべきである、こういう
意味では、まず第一は日銀依存のあの
金融のあり方を直すべきだといふこと
を指摘し、同時にまた金融の相互の過
当競争その他の問題について姿勢を正
すことを強く要望しておるのでござ
います。この点は要りはおきません
から、これらの点は具体的に申し上げて
もいいことだらうと思ひます。問題
は、そういうような場合に基本的に考
へておる金利の引き下げというもの
を、公定歩合の引き下げなり、ある
いは日常の指導なりでどういふよう
に扱っていくか、こういうことに一に
かかつていくのでございまして。これは
先ほどお答えしたところでお断しを
得たと思ひます。そこで、この国内緩
慢金融に對して警戒すべき点は、ただ
いま御指摘になつた通りでございま
す、私どもの気持からも、同じような

氣持で、今後の金融状態の推移を十分に把握し、そうして時期を失しないように、今まではしばしば言われますことは、政府もいろいろ考へるだろうが、後手々々と来ているのじゃないか、もつと先手々々に臨むわけにいかぬかというような御批判をいただくのでございます。問題は、いろいろ政府自身で工夫し考案しておることでもございしますが、発表の時期はあるいは後になりまして、ただいま言われるような批判を受けるようなものがあつたかと思ひます。ただ問題は、事前に、確定しないうちにこの種の問題が外に出ますことは、非常に鋭敏な経済界あるいは金融界に非常な動揺なり影響を及ぼします。この点は、政府といたしましては、どこまでもそういうような悪影響をかもし出さないように、慎重に扱つていくつもりでございます。

そこで、次の問題になります。貿易の問題と国内産業の整備の問題とからみ合してのいろいろの御注意でございます。私ども、しごくごつともな問題だと実は拝聴いたしておるのでございします。大蔵当局におきましては、もうすでに為替の問題と取り組んでおることは御承知の通りでございます。前臨時国会等でもお話し申し上げて、為替関係の法規はほんとうの専門家でもなかなかわからないほど手続が煩瑣だ、こういうことでは、今後の為替の取引の實際に合わないから、まず手続の簡素化をするということをお約束し、その意味においての審議会を作つて、いろいろ手続の簡素化をはかつておりますが、今日の段階になつて参りますと、これはただ単に手続の簡素化というよりな問題じゃなくて、為替、

さらにまた貿易等の今後のあり方が、いかにあるべきかという根本問題について、十分学識経験者の意見を徴して、官僚の独善にならないようにいたしたいものだ、せつかくたいたい審議会を開いて問題を検討しておる最中でございます。そこで、一部におきましては、過去におきます輸入割当というものが、今後の貿易の實際に合わないのじゃないかということ、まず取り上げられる。御指摘になります。A Aシステムの非常な拡大というやうなことがいわれるようになっております。あるいは為替ユーザンスの問題にいたしまして、在来のような考え方、硬貨軟貨の区別なんかは、もうそういう時期じゃなくなつてゐる。だから硬貨軟貨の区別はしないようにさしたりの措置は実はとつておりますが、今後は為替貿易の自由化の方向へ大きく踏み出すとして、根本的な問題と取り組んでいく、こういう氣持で各方面の意見をただいま調整しておる最中でございます。かように御了承いただきたいと思ひます。御指摘になりました点は、今後の経済のあり方、私どもが申す経済の姿勢を正すとか、金融の姿勢を正すとか、あるいは経済の体質を改善していくとか、こういう面から起る基本的な問題でありますし、これこそは、今後の大きな根本的な課題として、私どもも十分力を入れるつもりでございます。どうか、その意味におきまして、またいろいろ御高説も聞かしていただきたいと思います。これは非常にむずかしい問題ではございします。が、今の状況から申せば、当然そういう問題を掘り下げてみなければならぬ、その時期にきておる、かように考へます。

○平岡委員 私先ほど申したように三つのテーマでお伺いするつもりで一つだけ終つたのですが、時間を見ますと、この最後の五分かそこらで問答をしても効果が上らぬと思ひますので、これはあつさり次の委員会に譲ります。その権利を保留いたしまして、私のきよりの質問は一応終らしていただきます。

○早川委員長 この際委員長より報告いたしたいことがあります。国有財産に関する小委員長押谷富三君、専売事業に関する小委員長山下春江君が理事に就任されましたので、この際小委員長を辞任いたしました旨申し出でありますが、この際これを許可して、その補欠に、国有財産に関する小委員長に荒木萬壽夫君、専売事業に関する小委員長に濱田幸雄君を指名いたしました。御了承願ひます。

本日はこの程度にとどめ、次会は二月十二日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。午後一時四十五分散会

大蔵委員会議録第五号中正誤	
ペシ段行 誤	正
西四三 行	に改め、
三三 行	行のため、
三三 政令	政令
大蔵委員会議録第七号中正誤	
ペシ段行 誤	正
八一九 いたしまし	いたしまし
税制並びに税の執行に関する小委員	
會議録第一号中正誤	
ペシ段行 誤	正
一四六 恒常的	恒常的
一四六 恒常的	恒常的
一四六 恒常的	恒常的